



**富山市**  
**人権教育・啓発に関する**  
**基本計画**

令和4年3月

富山市



# 目次

<b>第1章 基本計画策定の背景</b> .....	<b>3</b>
1 国際的な人権の流れ.....	3
2 国内の動向.....	3
3 本市の取組.....	4
<b>第2章 基本理念</b> .....	<b>7</b>
1 趣旨及び目的.....	7
2 基本目標.....	7
3 基本方針.....	8
4 計画の性格.....	9
5 計画期間.....	9
<b>第3章 人権問題の現状と課題及び施策の方向</b> .....	<b>13</b>
1 女性の人権問題.....	13
2 子どもの人権問題.....	17
3 高齢者の人権問題.....	21
4 障害のある人の人権問題.....	24
5 同和問題.....	27
6 外国人の人権問題.....	30
7 患者などの人権問題.....	33
〈エイズ（AIDS、後天性免疫不全症候群）の人権問題〉.....	33
〈ハンセン病患者等の人権問題〉.....	35
〈新型コロナウイルス感染患者等の人権問題〉.....	38
8 性的指向・性自認に関する人権問題.....	39
9 インターネットによる人権問題.....	43
10 様々な人権問題.....	45
〈刑を終えて出所した人等の人権問題〉.....	45
〈犯罪被害者やその家族の人権問題〉.....	45
〈個人情報の保護〉.....	46
〈その他の人権問題〉.....	47
<b>第4章 人権教育・啓発の推進について</b> .....	<b>51</b>
1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発.....	51
2 人権に関わりの深い職業に従事する者に対する人権教育・啓発.....	55

<b>第5章 計画の推進にあたって</b> .....	<b>61</b>
1 効果的な手法による人権教育・啓発の実施.....	61
2 計画推進の体制づくり .....	61
<b>参考資料</b> .....	<b>65</b>
1 世界人権宣言 .....	65
2 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律.....	70
3 用語解説.....	72

# 第1章

## 基本計画策定の背景



# 第1章 基本計画策定の背景

\* 72～75 頁に用語解説を掲載しています。

## 1 国際的な人権の流れ

20世紀において、世界を巻き込んだ二度の大戦により多くの人命が失われました。特に第二次世界大戦の反省から、人権の重要性は国際的に高まってきました。

昭和23年（1948年）、国際連合（以下、「国連」という。）の第3回総会において、世界のすべての人とすべての国が達成すべき人権の共通基準となる「世界人権宣言」が採択され、この宣言の精神を具体化するために、「国際人権規約」他多くの人権に関する国際規範や「国際婦人年」他の国際年が制定されました。

平成6年（1994年）の第49回国連総会では、あらゆる国において、人権という普遍的な文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識の下に、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」と決議され、世界各国で積極的に人権教育が進められました。この取組は、2005年（平成17年）に採択された「人権教育のための世界計画」に引き継がれ、段階ごとに領域を定めて行動計画を策定することとされました。2005年（平成17年）から2009年（平成21年）までの第1フェーズは、初等教育・中等教育における人権教育を重点とした行動計画、2010年（平成22年）から2014年（平成26年）までの第2フェーズは、高等教育における人権教育や公務員、法執行者、軍隊への人権教育を重点とした行動計画、2015年（平成27年）から2019年（令和元年）までの第3フェーズは、メディア関係者やジャーナリストを重点とした行動計画が示されました。そして、2020年（令和2年）からの第4フェーズは、今までの取組の強化とともに、若者を重点とした行動計画となっています。

また、平成27年（2015年）には、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択し、「だれ一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す、持続可能な開発目標（SDGs）を設定して、貧困や飢餓、教育、ジェンダー\*などの課題の解決を目指すこととされています。

## 2 国内の動向

日本国憲法では、基本的人権の尊重を国民主権、平和主義とともにその基本原理としており、これらの規程に基づき、人権意識の高揚を図る様々な取組が推進されてきました。

このうち、人権教育・啓発に関する施策については、平成12年（2000年）12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下、「人権教育・啓発推進法」という。）が制定・施行されました。同法においては、国の責務とともに、第5条で「地方公共団体は人権教育及び啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有する」と規定されています。また、平成14年（2002年）3月には、同法に基づき国の「人権教育・啓発に関する基本計画」（以下、「基本計画」という。）が策定され、様々な施策が行われてきました。

しかし、差別的な言動やいじめ、ハラスメント、インターネットを介した人権侵害等の新たな人権問題も生じています。このようなことを背景に、平成28年（2016年）には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律」「部落差別の解消の推進に関する法律」の3法が施行され、令和元年（2019年）6月には「改正労働施策総合推進法」が公布されるなど、人権課題における法整備が進められています。

富山県においては、平成12年（2000年）に、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画の趣旨に沿って、『人権教育のための国連10年』に関する富山県行動計画」を策定しました。

そして、平成19年（2007年）3月に、誰もが安心して心豊かに暮らせる人権尊重社会の実現を目指すことを基本理念とした「富山県人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、令和2年（2020年）3月に見直しが行われました。

### 3 本市の取組

本市では、上位計画である「第2次富山市総合計画」において、「一人ひとりが尊重される地域社会づくり」の中で、市民に「人権の重要性を理解する」ことを目標として、人権問題に関する啓発等に取り組んできました。

男女共同参画については、平成29年（2017年）3月に「第2次富山市男女共同参画プラン2017-2026」を策定し、「富山市男女共同参画推進条例」で掲げる基本理念の実現を図るため、男女の人権尊重者平等意識の啓発等に取り組んできました。

また、福祉分野では、「富山市高齢者総合福祉プラン」「第4次富山市障害者計画・第6期富山市障害福祉計画・第2期富山市障害児福祉計画」「第2期富山市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、高齢者の権利擁護や障害者の差別解消、子どもの貧困対策など、誰一人取り残さない地域共生社会の実現に向けた取組を推進しています。

## 第2章

### 基本理念



## 第2章 基本理念

### 1 趣旨及び目的

平成14年（2002年）に策定された国の基本計画では、「地方公共団体、民間団体等がそれぞれの分野及び立場において、本基本計画の趣旨に沿った自主的な取組を展開することを期待する。」としています。

これを受け本市では、「人権教育のための国連10年」に関する富山市行動計画に基づき、人権教育・啓発を総合的に推進してきましたが、「人権教育のための国連10年」が平成16年（2004年）に終了し、平成17年（2005年）から新たに「人権教育のための世界計画」がスタートしたことや、富山市行動計画の策定以後に女性・子ども・高齢者・障害のある人など個々の人権問題に対応するための法律等が順次整備されてきたことなども踏まえて、人権教育・啓発推進法及び同法に基づく国の基本計画の趣旨に沿って富山市行動計画の内容を見直し、平成21年（2009年）に「富山市人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、様々な取組を実施してきました。

しかし、少子高齢化、国際化、情報化など社会情勢の大きな変化にともない、新たな人権問題が生じていることから、市民の人権に関する意識や実態、ニーズを把握するために実施した人権に関する市民意識調査の結果等を踏まえ、新たに「富山市人権教育・啓発に関する基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

本計画は、人権尊重社会の実現に向けた本市の基本的考え方、各分野の現状とその解決への方向性・取組などを明らかにして、人権に関する施策を総合的に推進していく指針となるものです。

### 2 基本目標

一人ひとりの人権が互いに尊重される社会は、市民一人ひとりの努力によって築き上げられていくものであり、私たちが自ら人権尊重の担い手であることを認識し、人権教育及び啓発に主体的に取り組むことが、最も必要なことです。

そのためには、人権尊重を日常生活の習慣として身に付け、人権尊重の行動が社会全体に浸透した豊かな社会、いわゆる「人権という普遍的文化が構築された社会」を築くように努めなければなりません。

このような視点に立って、人権教育・啓発活動を推進するとともに「市民一人ひとりが互いに人権を尊重し合い、共に生きる喜びを実感できる地域社会の実現」を基本目標とします。

### 3 基本方針

基本方針としては、次の3つを柱として、目標実現への取組を行います。

#### (1) 生涯学習の視点に立った人権教育の推進

「人権という普遍的文化が構築された社会」の実現には、市民一人ひとりが、人権に関する様々な問題に気付き、生涯にわたってあらゆる場を学習の機会ととらえ、自発的な参加と常に自らの問題として人権について考える習慣を身に付けることが大切です。

そのため、学校教育においては、あらゆる教育活動に人権教育を位置づけ、家庭や地域、関係機関等と連携を図りながら、子どもの立場に立った人権教育を推進する中で、人権問題を自らの問題としてとらえ、主体的に解決する方法を考え、共により良く生きるために実践できる子どもの育成を目指します。

また、社会教育においては、学校、家庭、地域との連携の他、NPO等の諸団体及び関係機関と連携を図りながら、学習情報の提供、学習相談体制の整備・充実に努めるとともに、公民館における教室・講座や自主サークル等の市民の生涯学習の場を通して、人権に関する学習機会を提供することにより、自発的に人権問題について真摯に考え、問題解決に取り組む意欲と実践力のある市民の育成に努めます。

#### (2) 多様性や互いの価値観を認め合う共生の心を育む

私たちの中には、異質なものに同化を求めたり、それにそぐわないものを排除したりする意識が根強く存在しており、様々な人権問題の要因にもなっています。

また近年、グローバル化により異なる文化や慣習に触れる機会が増え、少子高齢化の進行など、これまで経験しないような社会構造の変化に直面する中で、物事に対する価値観の複雑・多様化等も進んできています。

これらに対応していくためには、偏見や先入観、固定観念を払拭するなど、多様性や互いの価値観を容認し人権を尊重する「共生の心」を育てていくことが大切であり、共生社会を構築するためには、すべての人々が、差別し合うことなく、互いに人権を尊重するという意識の高揚を図り、やさしさと人を思いやる心、違いを認め合う寛容な心などを醸成することが何よりも重要です。

#### (3) 相互連携による効果的な人権教育・啓発の推進

人権尊重の社会を実現するためには、家庭、学校、地域、職場、行政等が、それぞれの役割をしっかりと果たすとともに、相互に連携しながら、効果的な人権教育・啓発を推進することが大切です。

社会の基礎となる家庭においては、家庭生活の中での大人の意識や態度が、子どもの成長や発達のうえで大きく影響を与えることを認識し、良好な親子関係を築く中で、互いの人権を尊重する意識を培うことが大切です。

学校は、友達との人間関係を通じて社会性が培われる場であり、心身の成長に合わせて実践的な人権教育を積極的に推し進めることが重要です。

地域は、子どもから大人まで世代交流する場であり、様々な地域活動を通して一人ひとりの人権が尊重される意識を醸成することが大切です。

企業においては、憲法で保障された職業選択の自由の確保のために、差別のない公正な採用選考や人権尊重の精神に基づいた相互に信頼し合える人間関係の形成が求められており、これらの観点に立った施策が必要です。

行政においては、人権問題が様々な場面にあることから、職員が人権問題を正しく理解することが重要であり、豊かな人権感覚と感性を身に付け、人権尊重に対する適切な認識のもとに業務を遂行するよう研修の充実に努めていきます。

## 4 計画の性格

本計画は、本市が推進する様々な施策及び諸計画に対し、人権尊重の理念に基づく基本指針としての性格を有するものです。

また、「人権教育・啓発推進法」第5条の趣旨を踏まえ、国が策定した基本計画と連携するとともに地域の実情を踏まえたものです。

本計画を踏まえ、現在既に実施されている諸施策及び今後実施しようとする諸施策を通じて、人権尊重の理念が広く市民の間に浸透し、実効性が確保されるよう努めるとともに、市政の推進にあたっては、常に人権の視点に十分留意していくこととします。

## 5 計画期間

計画期間は定めず、本計画の実施状況や社会情勢の急激な変化等により特に必要と認められる場合は、その都度見直しを行います。



## 第3章

### 人権問題の現状と課題 及び施策の方向



## 第3章 人権問題の現状と課題及び施策の方向

人権は、「人間の尊厳」に基づく固有の権利であって、いかなる場合にあっても尊重されるべきものです。

しかし、現実的には、社会的身分、門地、信条、性別、障害などによる不当な差別やその他にも弱者に対するいじめや虐待、プライバシーの侵害などがあります。

様々な人権問題が生じている背景について、国の基本計画では、人々の中に見られるような同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在などが挙げられています。また、これまで人権問題として認識されていなかった問題や社会の情報化、技術革新などの社会環境の変化から生じた新たな問題が人権問題として認識されるようになってきています。

人権教育・啓発は、市民一人ひとりが人権尊重の理念に関する理解を深めることによって、自らの課題として、人権が尊重される社会の実現に向けて、主体的に取り組んでいけるようにするための働きかけをすることです。

そのためには、社会に存在する様々な人権問題について、その実態、原因について正しく把握し、理解するとともに、こうした問題が実際には、様々な複合した要因によって生じていることもあることを考慮して、あらゆる場や機会を通して、解決に向けた展望をしっかりとって総合的に取り組むことが必要です。

### 1 女性の人権問題

#### (1) 関連する制度・計画等についての主な動き

○国は、昭和60年（1985年）の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准や平成17年（2005年）の「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」、平成19年（2007年）の「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」などの各種法律改正や制度の整備が図られました。

○平成11年（1999年）には「男女共同参画社会基本法」が制定され、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会\*の実現が、今後の我が国の重要課題と位置付けられました。

○社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会をつくるための具体的な道筋を示す「男女共同参画基本計画（第1次）」が平成12年（2000年）に、「男女共同参画基本計画（第5次）」が令和2年（2020年）に策定されました。

○平成13年（2001年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」

が制定され、その後の改正において、保護命令制度の拡充、配偶者からの暴力の防止や被害者の保護に関する計画の策定を市町村の努力義務とするなどの市町村における取組の促進が図られ、令和元年（2019年）には、配偶者からの暴力だけでなく、児童虐待防止対策をも強化するための改正も行われました。

○平成27年（2015年）には、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るため「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定されました。また、令和元年（2019年）に改正が行われ、雇用環境の整備やハラスメント防止対策が強化されました。

○本市では、平成18年（2006年）4月に、「富山市男女共同参画推進条例」を施行し、男女共同参画社会の実現を目指して理念と方向性を定め、新しい社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進しています。

○平成29年（2017年）3月には、「第2次富山市男女共同参画プラン2017-2026」を策定し、市・市民・事業者及び地域が協働・連携して取り組み、家庭、学校、職場、地域等のあらゆる場面で豊かで活力に満ちた男女共同参画社会の実現を目指しています。

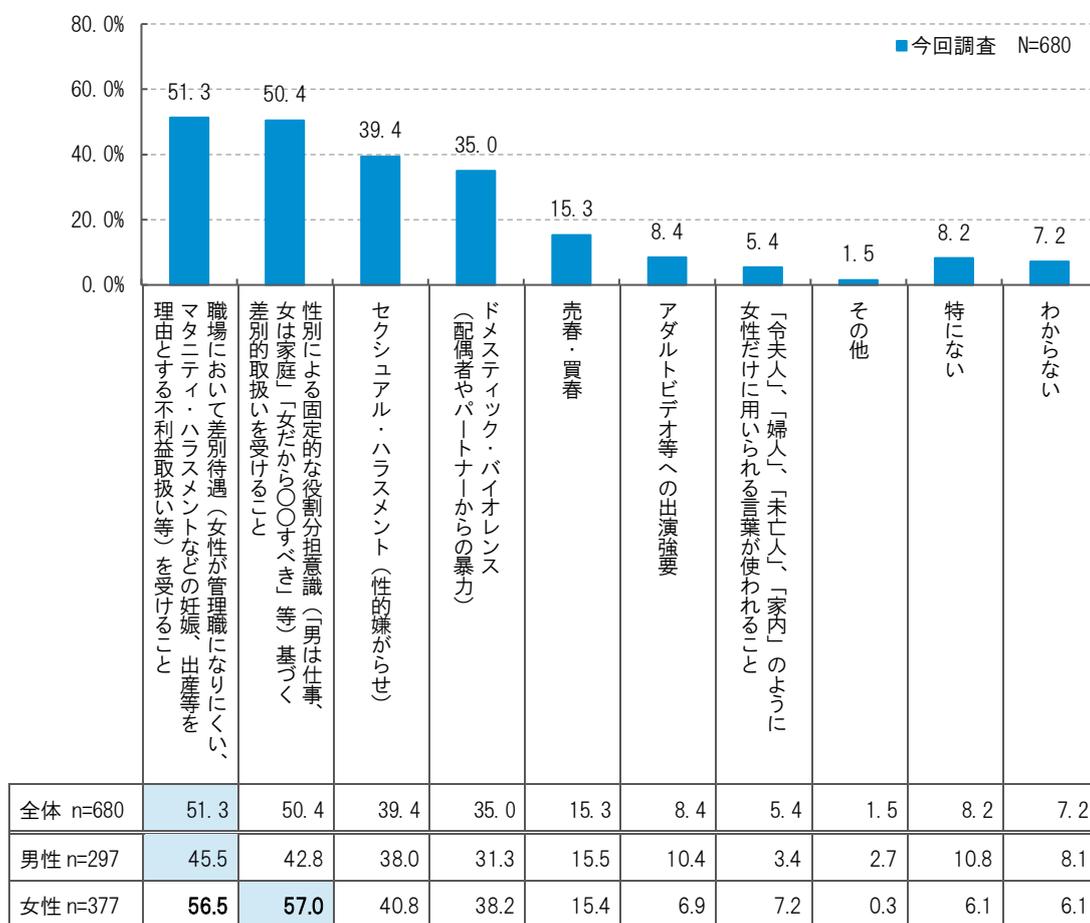
## （2）現状と課題

本市では、平成29年（2017年）3月に「第2次富山市男女共同参画プラン2017-2026」を策定し、家庭、学校、職場、地域等のあらゆる場面で豊かで活力に満ちた男女共同参画社会の実現を目指しています。

しかしながら、人々の意識や行動、社会の慣習や慣行の中には、未だに女性に対する差別や偏見が見られ、あらゆる分野で活躍を目指す女性の生き方を阻害している現状があります。特に、セクシュアル・ハラスメント\*、マタニティ・ハラスメント\*などの様々なハラスメントのほか、DV\*や性犯罪、ストーカー行為などの解消は大きな課題となっています。

令和2年（2020年）に実施したアンケート結果では、現在起きていると思う女性に関する人権問題は、「職場において差別待遇（女性が管理職になりにくい、マタニティ・ハラスメントなどの妊娠、出産等を理由とする不利益取扱い等）を受けること」（51.3%）をあげた割合が最も高く、次いで「性別による固定的な役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」「女だから〇〇すべき」等）に基づく差別的取扱いを受けること」（50.4%）となっています。また、男女別にみると、女性は「性別による固定的な役割分担意識に基づく差別的取扱いを受けること」「職場において差別待遇を受けること」が男性と比べて高くなっており、男女の固定的役割分担意識を人権上の問題点としてとらえる割合については、男女間では未だに差が見られます。

■ 女性に関する人権問題



「人権に関する市民意識調査」結果報告書より

### (3) 施策の方向

女性の人権を侵害する様々な問題は、性差別意識や固定的な性別役割分担意識に起因することから、男女共同参画の理念やジェンダー平等への理解を深め、男女が互いに尊重し合うことができるよう、市民意識の醸成を図ります。

さらに、職場において、性別等による不当な扱いを受けることなく、すべての人が能力を十分に発揮し働くことができるよう、企業等へ働きかけるとともに、企業等の主体的な取組を促進します。

また、女性に対する暴力や人権侵害を未然に防ぐための取組を強化する等、様々な女性の人権問題の解決に向けて、以下の取組に努めます。

施策	施策の内容
就業環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○短時間勤務制度や在宅勤務など、子育てを行う勤労者が柔軟に働ける制度の普及に努めます。</li> <li>○「女性活躍推進法」に基づく取組について、事業主への周知・啓発を図ります。</li> </ul>
母性健康対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○妊娠や出産など、女性の身体的特質に合わせた行政サービスを整備し、周知を図ります。</li> <li>○妊娠・出産など、親になる男女が安心して子育てを行うためのセミナーを開催します。</li> </ul>
あらゆる分野への参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種審議会や委員会等への女性の参画を推進します。</li> <li>○女性の人材発掘・リーダーの育成のための取組を行います。</li> </ul>
暴力防止と相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントに関する調査を実施します。</li> <li>○「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月中旬～下旬）に合わせた広報での啓発をすすめます。</li> <li>○配偶者などからの暴力被害に関係する相談窓口連絡会議を組織し、意見交換や情報交換を実施します。</li> <li>○子育て親子の交流の促進を図るため、子育て支援センター未設置区域に対する整備を行います。</li> <li>○富山市男女共同参画推進センターにおいて、臨床心理士や弁護士等による各種相談事業を実施します。</li> <li>○富山県女性相談センターや富山県民共生センター・サンフォルテ相談室等と連携して相談支援をすすめます。</li> </ul>
男女の平等意識の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女の人権をテーマにした講演会や講座等の充実に努めます。</li> <li>○男女共同参画に関する情報交流誌「あいのかぜ」を毎年発行します。</li> <li>○小学生を対象として男女平等意識を育む啓発冊子（学年別4種類）を全小学校に配布します。</li> <li>○市の「広報とやま」をはじめ、広報媒体を活用します。</li> <li>○新規採用職員研修や人権啓発研修会などの研修において、市職員への人権擁護に関する講義を実施します。</li> </ul>

## 2 子どもの人権問題

### (1) 関連する制度・計画等についての主な動き

- 国は、昭和22年（1947年）に「児童福祉法」、昭和26年（1951年）には「児童憲章」を制定し、子どもの幸福の実現を図るために、児童福祉政策を進めてきました。
- 平成6年（1994年）に、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）\*」を批准しました。この条約では、子どもを単に保護・指導の対象のみとして捉えるのではなく、基本的人権の権利の主体として尊重するとともに、家庭や社会生活のあらゆる分野で、生存、保護、発達等において「子どもの最善の利益」が考慮されるべきことが宣言されています。
- 平成12年（2000年）には、「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」が施行され、虐待の早期発見・早期対応により早期救済を図ることとされました。また、平成19年（2007年）には、児童の安全確認等のための立ち入り調査等の強化などを内容とした、児童虐待防止法及び児童福祉法の改正が行われました。  
また、児童福祉法は順次改正され、平成28年（2016年）の改正では、子どもが権利の主体であることが明記されるとともに、子どもの福祉の保障に向けて、社会全体で取り組むことが求められました。そして、令和元年（2019年）の改正では、親権者等の体罰禁止や市町村及び児童相談所の体制強化等が盛り込まれました。
- 平成25年（2013年）には、「いじめ防止対策推進法」が施行されました。同法において「いじめの防止等のための基本的な方針」の策定が求められ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他関係者の連携の下、いじめの防止や早期発見に取り組むこととされました。
- 平成26年（2014年）には、「児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」が改正され、自己の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノ又はその電磁的記録を所持・保管する行為や、ひそかに児童の姿態を描写することにより児童ポルノを製造する行為を処罰する罰則が盛り込まれました。
- 平成29年（2017年）には、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）」が施行され、不登校の児童・生徒における教育の機会の確保等が盛り込まれました。
- 本市では、令和2年（2020年）3月に、すべての子どもの健やかな育ちと保護者による子育てを地域や社会全体で支えていく環境の整備を目指した「第2期富山市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育てのための支援を総合的、一体的に推進しています。

## (2) 現状と課題

本市では、個性豊かで健やかに育つ環境づくりと、子どもたちの利益が尊重されるよう配慮した子育て支援策を進めるために策定した「富山市次世代育成支援行動計画」を継承する「富山市子ども・子育て支援事業計画」を踏まえ、子どもの権利の尊重、児童虐待防止対策の充実、家庭や地域における子育ての支援、職場における子育て支援の促進、次世代の親となる「子ども・若者」の育成等少子化対策を含めた総合的な子ども政策を推進しているところです。

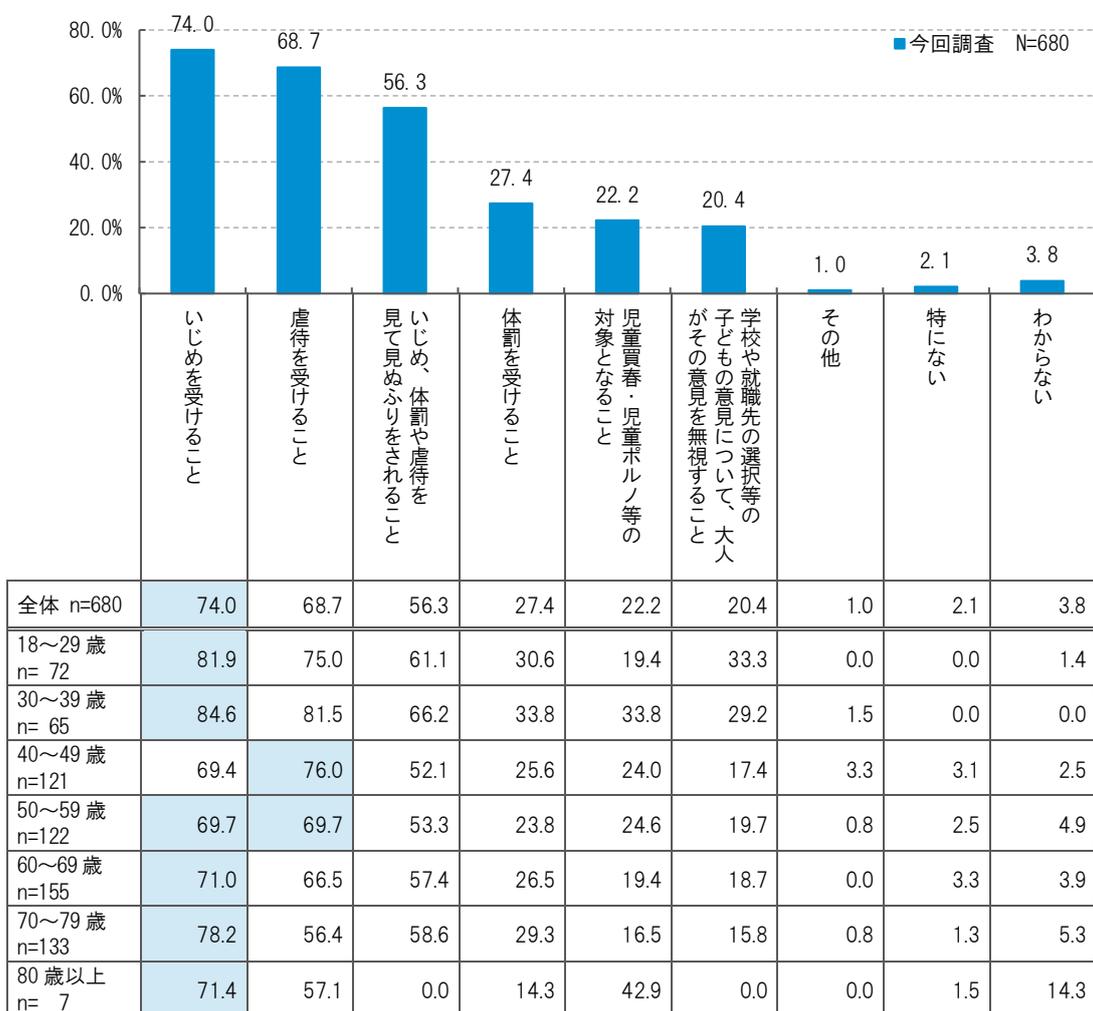
しかし、子どもを取り巻く環境は、いじめや体罰、不登校、ひきこもり、インターネットの匿名性を悪用した誹謗中傷やSNS\*上でのいじめ、自撮り被害等、子どもの健全な成長や安全が脅かされる様々な問題も生じています。特にいじめは、子どもが人権を侵害する場合と侵害される場合が複雑に絡み合う問題であるため、学校教育及び社会教育の両面からの個に応じたきめ細かな対応が課題となっています。また、不登校に対する適切な対応も課題となっています。

令和2年(2020年)に実施したアンケート結果では、現在起きていると思う子どもに関する人権問題は、「いじめを受けること」「虐待を受けること」「いじめ、体罰や虐待を見て見ぬふりをされること」をあげた割合が高くなっています。

次代を担う子どもが、いじめや虐待などの人権侵害を受けることなく、一人の人間として健やかに成長する権利が保障され、その利益が最大限に尊重されるよう配慮するなど、子どもの視点に立った取組が必要となります。



■ 子どもに関する人権問題



「人権に関する市民意識調査」結果報告書より

### (3) 施策の方向

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、家庭、地域、保育所等・幼稚園、学校、事業所・職場、行政機関等が連携し、総合的な子ども政策の推進を目指し、以下の取組に努めます。

施策	施策の内容
いじめ・不登校等に対する取組の推進	○学校・家庭・地域住民・関係機関等と連携し、いじめや不登校等の問題に対応できる体制づくりを推進します。
児童虐待の早期発見と連携、意識啓発	○富山市要保護児童対策地域協議会で、要保護児童の状況把握や継続支援、関係機関との連携強化を図ります。 ○11月の「児童虐待防止推進月間」に合わせ、広報とやまでの防止の啓発と相談窓口の紹介を行います。
健全育成のための連携と相談体制の充実	○健全育成を地域社会・学校・家庭が連携し実施します。 ○スクールカウンセラー等の効果的な配置を行い、児童や保護者からの悩み相談を行います。 ○臨床心理士が市内の保育所等に出向いて、保育士や保護者からの相談を受けたり、ケース診断会議で要保護児童に対する助言を行い支援します。 ○富山市要保護児童対策地域協議会で、要保護児童の実態把握や対策についての協議と啓発活動等を推進します。
発達段階に対応した人権教育	○幼児期から自分と同じように、他人も大切にする豊かな人間関係の醸成を図る教育を実施します。 ○教育活動全体での人権尊重教育の推進を図ります。 ○小学校に花鉢を送り、花の栽培を通して、思いやりの心を育みます。 ○12月の「人権週間」に合わせ、小・中学校において児童生徒が主体的に人権について考える活動を行い、取組の概要を人権教育の指導事例集に掲載します。 ○人権感覚を高める教職員研修を実施します。
子どもの活動の場の整備と指導者等の確保・養成	○小学校や公民館、児童館等を活用するとともに、老朽化した施設の整備を図り、児童の健全な遊びの場を確保します。 ○活動の指導者や支援ボランティアの確保と養成を行います。 ○教師の人権に対する知的理解や人権感覚を高める研修を推進します。 ○毎年テーマを設定して発行した人権教育の指導事例集を市内全教職員に配布します。

### 3 高齢者の人権問題

#### (1) 関連する制度・計画等についての主な動き

- 国では、平成7年（1995年）に制定された「高齢者対策基本法」に基づき、各種の対策が講じられ、平成12年（2000年）からは、高齢化の進展に対する様々な課題に対応するため、介護保険制度が導入されました。
- 高齢者虐待に対応するために平成18年（2006年）から「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が施行され、家庭内及び施設等で虐待を受けた高齢者に対する保護や、養護者に対する支援のための措置等が講じられることとなりました。
- 平成28年（2016年）には「成年後見制度\*の利用促進に関する法律」が施行され、認知症\*等により判断能力が十分ではない状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用促進を図るための体制整備が進められています。
- 本市では、令和3年（2021年）3月に「富山市高齢者総合福祉プラン」として定められた「高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定し、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健康で、生きがいを持ち、安心感、幸福感を感じながら暮らし続けられるよう、地域住民による支え合いと連動した包括的な支援体制の仕組みづくりを推進しています。

#### (2) 現状と課題

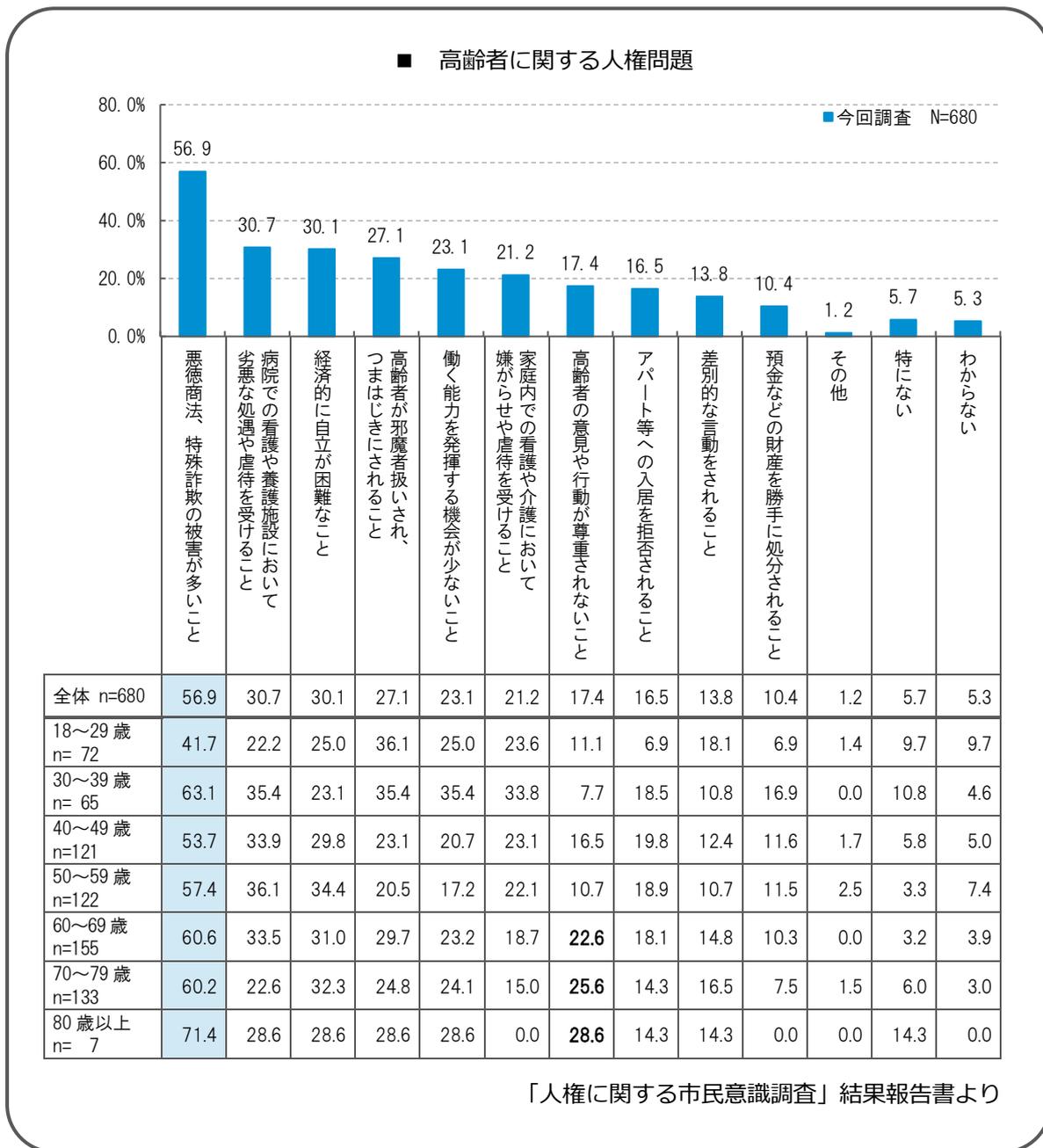
わが国では、平均寿命の延びと少子化の進行により世界に類を見ない少子高齢化が進行しています。団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）には高齢化率が30%となり、国民の約3人に1人が高齢者という「本格的な超高齢社会」が到来し、これに伴う認知症等の介護を要する高齢者の急増も予測されています。

本市においても、同様に少子高齢化が進行しており、令和7年（2025年）の高齢化率は29.8%と予測されています。こうした状況を踏まえ、「富山市高齢者総合福祉プラン」のもと、地域住民による支え合いとも連動した包括的な支援体制の仕組みづくりを推進しているところです。

しかし、認知症等の介護を要する高齢者の増加、核家族化などの家族形態の変化により、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯をはじめ、日常生活に不安を抱える高齢者が増加しており、高齢者が地域社会から孤立したり、高齢者介護に関する様々なトラブルが発生しています。主なものとして、認知症等の介護を要する高齢者に対する身体的・心理的虐待や、金銭搾取といった経済的虐待などの高齢者の尊厳の保持に関わる問題、振り込め詐欺や詐欺的投資勧誘、悪質商法など、高齢者が被害にあう問題などがあります。

令和2年（2020年）に実施したアンケート結果では、現在起きていると思う高齢者に関する人権問題は、「悪徳商法、特殊詐欺の被害が多いこと」「病院での看護や養護施設において劣悪な処遇や虐待を受けること」「経済的に自立が困難なこと」をあげた割合が高くなっています。また、年齢階級別にみると、60歳以上は「高齢者の意見や行動が尊重されないこと」が他の年代と比べて高くなっています。

高齢者が置かれている環境は一人ひとり異なるため、このような問題に周囲が早めに気づき相談窓口につないでいくなど、地域での見守りが必要となります。



## (3) 施策の方向

すべての高齢者が一人の人間として尊重され、住み慣れた家庭や地域社会で生きがいを持ちながら、安心して暮らしていける社会の実現に向け、介護予防に力を入れるとともに、認知症についての啓発等を行うことにより理解を深め、介護を必要とする状態になっても、できる限り自立した生活ができるよう、人権に配慮し、以下の取組に努めます。

施策	施策の内容
悪徳商法・特殊詐欺被害の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○富山県警と共同で、振りこめ詐欺への注意を喚起するとともに、通話録音機を貸与するなど、悪質な事件から高齢者を守ります。</li> <li>○消費生活センター窓口を設置し、不審な契約についての相談を受け付けます。</li> </ul>
高齢者虐待の防止と権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者の実態把握や訪問連絡を実施することにより、成年後見制度の円滑な利用を促進するとともに、関係機関との連携を図り、相談機能の強化を行います。</li> <li>○法改正や体制整備に対応した高齢者虐待や認知症の相談窓口の設置と相談職員のための「高齢者あんしんハンドブック」を発刊し、関係機関に配布します。</li> <li>○とやま福祉後見サポートセンターと連携し、一人暮らし高齢者や判断力が不十分な高齢者等の必要な人が必要な制度につながるような相談体制を整備します。</li> </ul>
雇用・就業機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○働く意欲のある高齢者にシルバー人材センターの活用等による雇用・就業機会の確保を図るとともに、組織の充実強化に取り組みます。</li> </ul>
認知症の啓発と見守りネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>○認知症サポーター養成講座や認知症説明会等の開催を通じて、認知症に関する知識の普及啓発を行います。</li> <li>○地域で安心して暮らせるよう、見守りネットワークの構築を図ります。</li> </ul>
福祉教育及び社会参加の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもから高齢者まで参加する行事を開催します。</li> <li>○趣味、生涯学習、スポーツ活動の場の促進を図ります。</li> </ul>
高齢者に対応した生活環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者の身体機能に対応した住宅整備や生活指導サービスの提供を行います。</li> <li>○安否確認を兼ね、一人暮らし・高齢世帯の防火訪問を行い、火災予防広報を図るとともに、悪徳業者の消火器販売等の注意喚起に取り組みます。</li> </ul>
介護保険制度の総合的施策の展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者の健康づくり事業や介護予防事業を推進します。</li> <li>○介護予防推進リーダーの活動支援や住民主体の通いの場の充実を図り、閉じこもりがちな高齢者の発見、誘い出しに取り組みます。</li> <li>○地域において主体となって活動を実施する担い手を拡充します。</li> </ul>

## 4 障害のある人の人権問題

### (1) 関連する制度・計画等についての主な動き

- 国では、昭和57年（1982年）に「障害者対策に関する長期計画」等を策定して障害者福祉の推進に取り組みました。
- 平成7年（1995年）には「障害者プラン（ノーマライゼーション7か年戦略）」を、平成14年（2002年）には新たな「障害者基本計画」と「重点施策実施5か年計画」を策定し、障害者福祉の取組を進めてきました。
- 平成16年（2004年）には「障害者基本法」が改正され、障害を理由とした差別をしてはならないことが明記されました。
- 平成17年（2005年）4月に自閉症、学習障害などの発達障害者の支援に関する「発達障害者支援法」が施行され、11月には身体、知的、精神の3障害の種別にかかわらず制度の一元化を図り、障害者の自立を支援するための「障害者自立支援法」が制定されました。そして、平成25年（2013年）には「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」へと改称され、福祉サービスを利用できる障害者の範囲を見直して、難病がある人も対象にするなどの改正が行われました。
- 平成24年（2012年）には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、障がいのある人への虐待の防止とともに、予防や早期発見、擁護する人に対しての支援措置に関する取組を講じることが定められました。
- 平成28年（2016年）に、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。また、令和3年（2021年）の改正により、民間事業者に対して合理的配慮の提供が義務付けられました。
- 本市では、令和3年（2021年）3月に「第4次富山市障害者計画」、「第6期富山市障害福祉計画・第2期富山市障害児福祉計画」を一体的に策定し、「障害者基本計画（第4次）」の理念の下、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、障害者の福祉に係る施策を総合的・計画的に推進しています。

### (2) 現状と課題

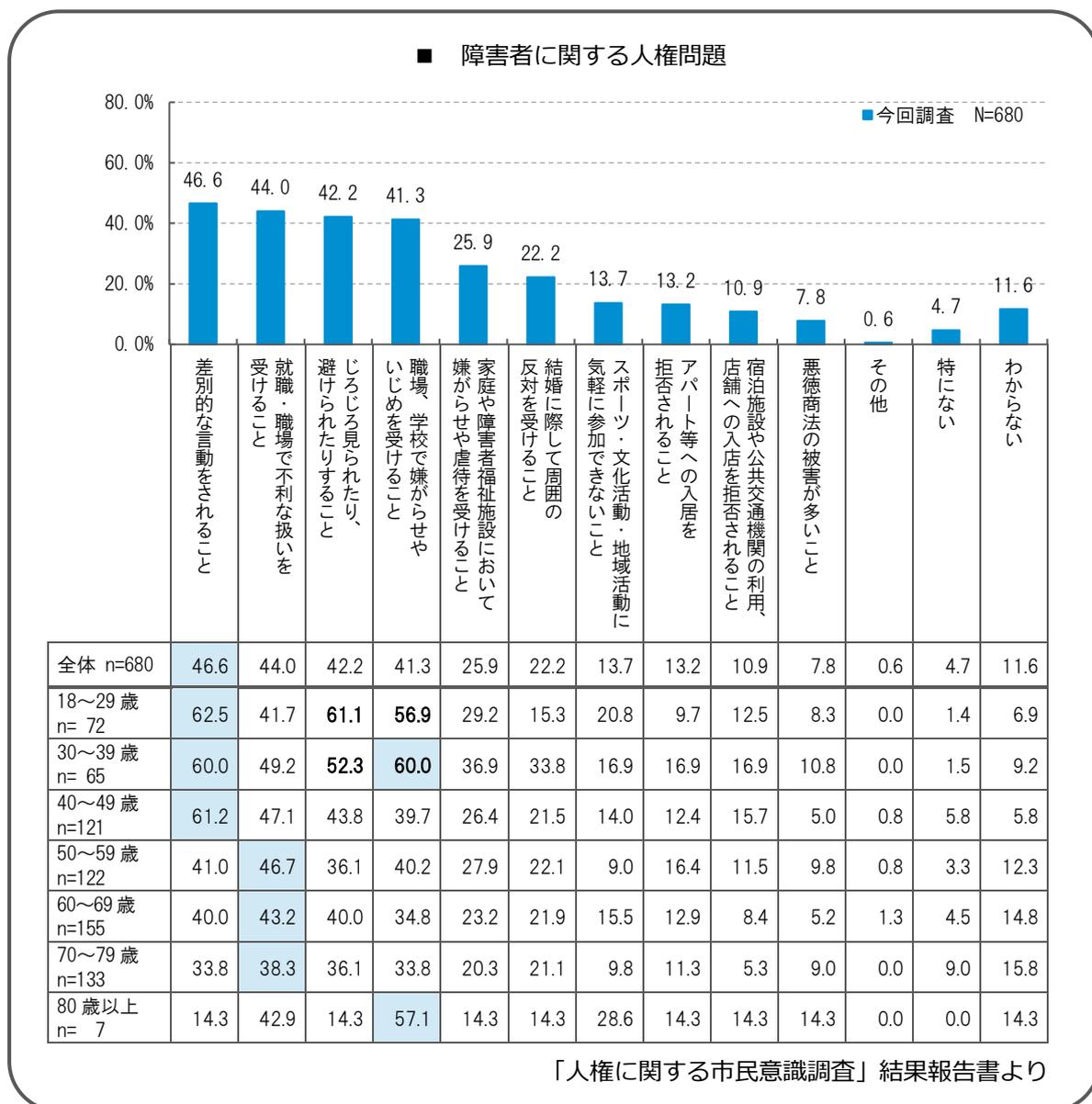
本市では、令和3年（2021年）3月に「第4次富山市障害者計画」、「第6期富山市障害福祉計画・第2期富山市障害児福祉計画」を一体的に策定し、障害者の福祉に係る施策を総合的・計画的に推進しています。

しかし、現実には、障害に対する誤解や偏見から、差別を受けたり、嫌な思いをした経験がある人も多く、障害のある人が生活のしづらさを感じる事のないまちづくりが求

められています。

令和2年（2020年）に実施したアンケート結果では、現在起きていると思う障害者に関する人権問題は、「差別的な言動をされること」「就職・職場で不利な扱いを受けること」「じろじろ見られたり、避けられたりすること」「職場、学校で嫌がらせやいじめを受けること」をあげた割合が高くなっています。また、年齢階級別にみると、39歳以下は「じろじろ見られたり、避けられたりすること」「職場、学校で嫌がらせやいじめを受けること」が他の年代と比べて高くなっています。

障害のある人が安心して暮らせるように、日常的な相談・援助、財産の保全・管理等のサービスをとおして周知・広報し、その普及を図っていく必要があります。



### (3) 施策の方向

障害のある人が、平等に参加、活動することができる社会の実現を図るため、今後とも、障害のある人に対する「理解と交流の促進」に向けたふれあい、交流の場づくりの促進や、福祉のまちづくりの促進等の生活環境の整備、雇用・就業機会の確保等の自立支援を促進するとともに、相談支援体制の充実を図ります。

また、障害及び障害のある人に対する正しい知識の普及・啓発を進め、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止等と障害のある人の権利擁護等、以下の取組に努めます。

施策	施策の内容
障害に関する理解を深める教育・啓発	○地域共生社会の実現に向け、障害に対する理解や差別解消を促進するための広報・啓発やパンフレットの配布に取り組みます。
交流事業の推進	○ふれあいキャンプを通じて、障害のある児童と障害のない児童との交流を深め、思いやりの心や協調性、自立心を育みます。
雇用の促進	○公共職業安定所や障害福祉施設等の関係機関との連携を図ります。 ○障害者雇用奨励金の支給を行います。 ○特別支援学校等の生徒を受け入れた企業に就業体験支援助成金の支援をします。
相談・支援の充実	○知的障害者や精神障害者等を対象に、成年後見制度利用の支援を行います。 ○相談支援事業所等と連携し、障害特性に応じた総合的な相談支援体制の充実を図ります。
バリアフリーの推進	○歩道の段差解消等の生活環境の整備を行います。
社会参加の促進	○「心身障害児（者）作品展」の開催や障害者スポーツ大会への支援等を行うなど、学習機会の確保やスポーツ・文化・芸術活動の参加を促進します。
精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進	○アルコール問題を考えるセミナーを開催します。 ○メンタルサポーターの委嘱により、心の健康について、本人・家族の支援活動を行います。 ○精神保健福祉講演会、心の健康づくり講座を開催します。 ○うつ病と診断された人や家族を対象とした精神保健家族教室を開催します。

## 5 同和問題

### (1) 関連する制度・計画等についての主な動き

同和問題は、我が国の社会の歴史的発展の過程で、形成された身分階層に基づく差別によって、現在においても日本国憲法で保障されている「職業選択の自由」や「結婚の自由」などの基本的人権が保障されておらず差別を受けるといふ、重大な社会問題です。

○昭和40年（1965年）に、同和対策審議会は、内閣総理大臣に対し、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題である。そのため、同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」との答申をしました。

○国は、この答申を受けて、同和問題を解決するための具体策として、昭和44年（1969年）に「同和対策事業特別措置法」を制定して以来、昭和57年（1982年）の「地域改善対策特別措置法」、昭和62年（1987年）の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地对財特法）」の立法措置や数次の法改正を行い、環境改善をはじめ、教育、保健、福祉、就労、啓発などの施策を推進してきましたが、特別対策は平成14年（2002年）3月に終了することとなりました。

○情報化の進展に伴い部落差別に関する状況が変化していることを踏まえ、平成28年（2016年）に部落差別のない社会を実現することを目指し、「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定されました。

○本市では、「第2次富山市総合計画（前期基本計画）」において、一人ひとりが尊重される地域社会づくりの一つとして「一人ひとりの個性と創造性を尊重する地域社会づくり」を目標に掲げており、市民が同和問題を理解し、人権を尊重する必要性を啓発するための取組を行っています。

### (2) 現状と課題

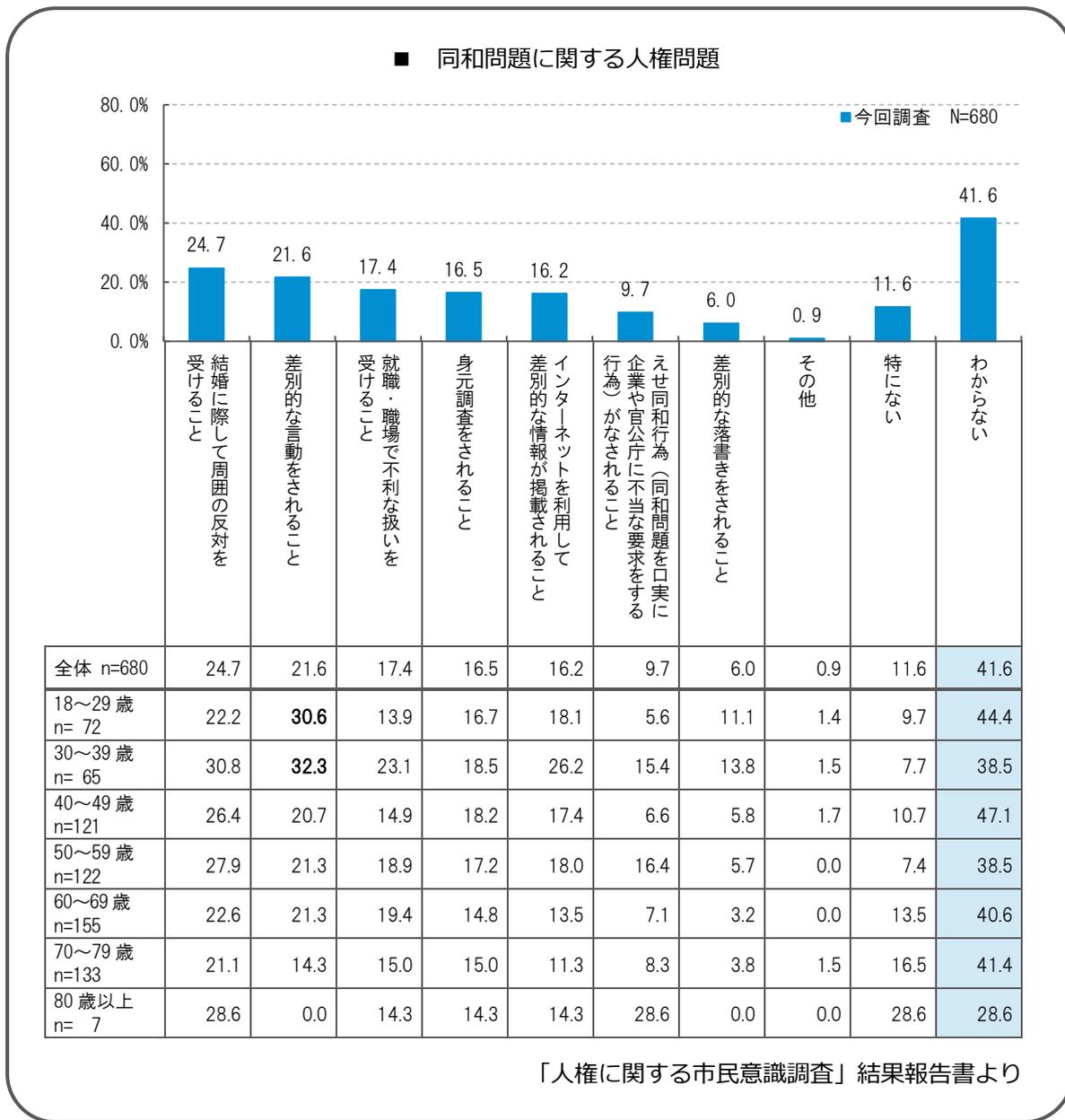
本市では、わが国固有の重大な差別問題である同和問題を重要な人権課題として捉え、国、県、関係機関・団体等と連携して、「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、差別意識の解消のための取組等を推進しています。

同和問題としては、人々の理解も進み、進展はみられますが、結婚問題や教育、就労などにおいて解決すべき課題があり、さらに、高度情報化社会の到来によるインターネットを使った差別情報の流布など新たな問題も発生しています。

また、同和問題の解決を妨げる「えせ同和行為<sup>\*</sup>」の問題も残されています。

令和2年（2020年）に実施したアンケート結果では、現在起きていると思う同和問題に関する人権問題は、「結婚に際して周囲の反対を受けること」「差別的な言動をされること」と回答した割合が高くなっています。しかしそれ以上に、「わからない」（41.6%）

と回答した割合が高くなっています。また、年齢階級別にみると、39歳以下は「差別的な言動をされること」が他の年代と比べて高くなっています。



## (3) 施策の方向

偏見や差別意識の解消に向け、差別事象が人権侵害であることなど、同和問題に対する正しい理解と認識が得られるよう、学校、地域社会、家庭、企業などあらゆる場を通じて、教育・啓発の一層の充実と積極的推進を図るため、以下の取組に努めます。

施策	施策の内容
効果的な啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広報紙での啓発や啓発資料を配布します。</li> <li>○人権啓発講演会や人権啓発フェスティバルを開催します。</li> <li>○人権相談等の関連事業の推進を図ります。</li> <li>○人権活動を行っている団体に対して、支援を行います。</li> </ul>
公務員の人権研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員研修の充実を図ります。</li> <li>○指導者の養成を行います。</li> <li>○「人権教育の指導事例集」の内容を充実させ、教職員研修の充実を図ります。</li> </ul>
社会教育関係者等の研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会教育関係者の研修の充実を図ります。</li> <li>○指導者の養成を行います。</li> </ul>
えせ同和行為の排除	<ul style="list-style-type: none"> <li>○法務局等関係機関と連携して啓発・排除を実施します。</li> </ul>



## 6 外国人の人権問題

### (1) 関連する制度・計画等についての主な動き

- 国において、昭和22年（1947年）の「外国人登録令」や昭和26年（1951年）の「出入国管理令」、昭和27年（1952年）の「外国人登録法」の制定等を行い、外国人法制を確立しました。
- 平成18年（2006年）には、地域における多文化共生を促進するため「地域における多文化共生推進プラン」が策定されました。
- 平成24年（2012年）には、利便性の向上やサービスの合理化を図るため、外国人登録制度を廃止し、在留管理制度が導入されました。
- 平成28年（2016年）には、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ\*解消法）」が制定されました。
- 本市では、「第2次富山市総合計画（前期基本計画）」において、多様な交流の促進の一つとして「外国人が過ごしやすいまちづくり」を目標に掲げ、外国人と住民が互いに尊重し認め合いながら、地域の一員として共に暮らしていくため、多文化共生のまちづくりを推進しています。

### (2) 現状と課題

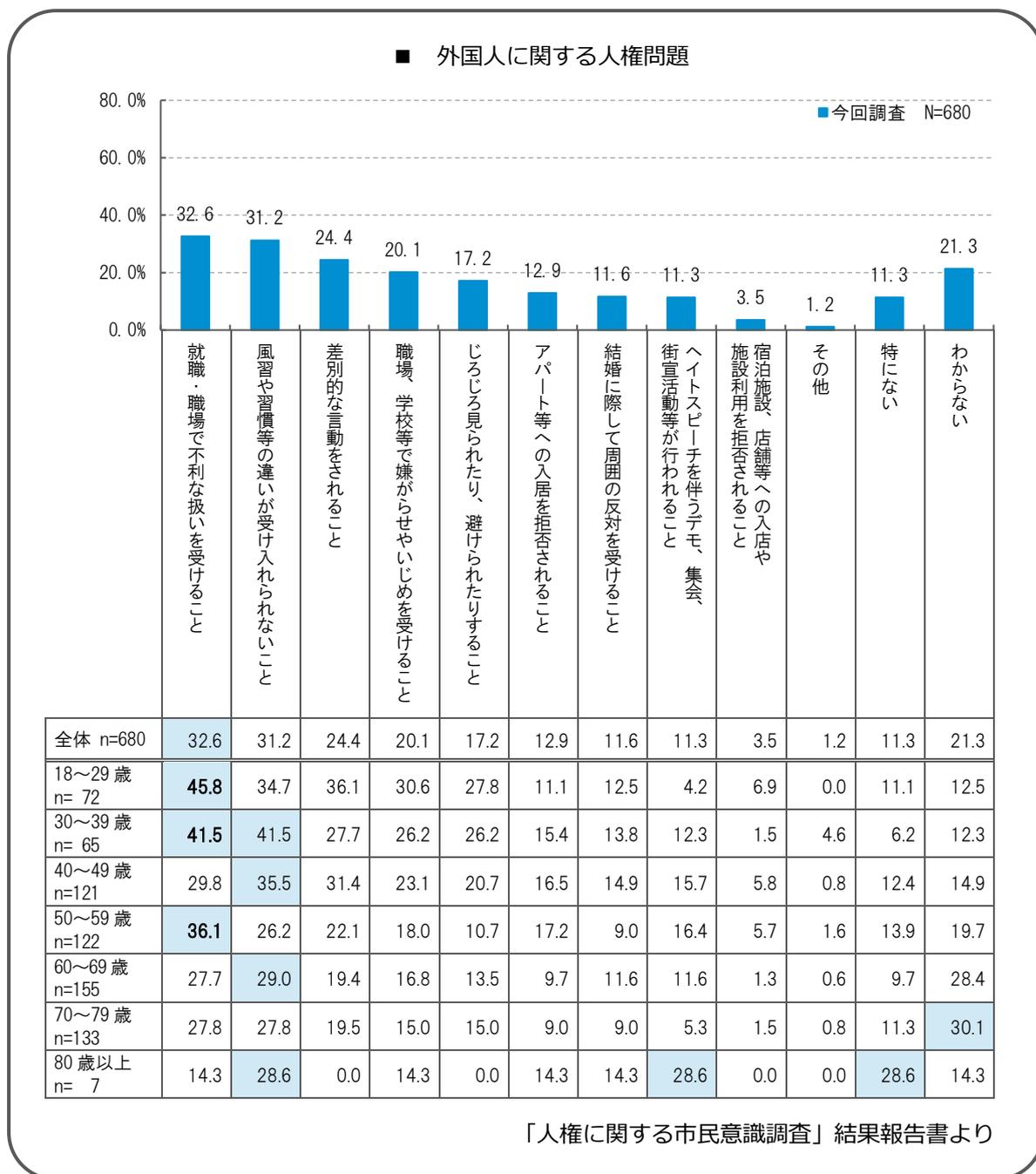
本市の外国人登録者数は、国際化の進展に伴い、平成20年（2008年）9月末時点では5,593人でしたが、令和3年（2021年）6月末日現在では7,152人に増加しています。特に、今後は、社会や経済のグローバル化に伴う外国人の増加に加え、少子高齢化等の要因による労働力不足の影響を受け、外国人労働者の数も一層増加するものと予想されるため、富山市国際交流センターを中心に、国際理解促進のための取組を推進しているところです。

しかしながら、言葉が通じないことに加え、歴史的経緯、文化、宗教、生活習慣や価値観の違いに起因するお互いの理解不足などから、企業で働く外国人や、国際結婚による外国人配偶者、小中学校及び高等学校に在籍する外国人児童生徒、留学生など生活者としての外国人を取り巻く様々な問題が少なからず存在しています。

令和2年（2020年）に実施したアンケート結果では、現在起きていると思う外国人に関する人権問題は、「就職・職場で不利な扱いを受けること」「風習や習慣等の違いが受け入れられないこと」と回答した割合が高くなっています。また、年齢階級別にみると、18～39歳・50～59歳は「就職・職場で不利な扱いを受けること」が他の年代と比べて高くなっています。

外国人に対する偏見や差別は、異なる民族・国・地域・文化等について正しい理解がなされていないことなどが要因となっていることから、偏見や差別の解消に向け、一人ひと

りが広い視野を持ち、外国人との相互理解を深めるために、講演会や研修会の開催、広報による啓発活動を推進する必要があります。



### (3) 施策の方向

市民に外国の言語、文化、生活習慣等を紹介したり、外国人と市民が交流できる機会を提供することで、お互いの人権・人格を尊重することの重要性を正しく認識し、国際化時代にふさわしい交流を進めるとともに、外国人と日本人が共生し、安心して生活できる環境を整備するため、以下の取組に努めます。

施策	施策の内容
異文化理解に関する啓発	○歴史的認識や文化・習慣などの理解を図る啓発を促進します。
共生意識の醸成及び生活支援	○市内在住の外国人と連携を図り、共生意識の醸成を図ります。 ○国際理解促進のための取組を推進します。 ○外国人相談員を配置するなどして、日常生活についての相談窓口を設けます。 ○催し物等の情報提供の拡充を図ります。 ○外国人との交流事業や外国人相談業務に係る支援を行います。 ○小・中学校を中心として外国人と交流し、国際化に対応した社会環境づくりを進めます。
日常生活に関する施策の展開	○医療や緊急時等の日常生活の情報を外国語（英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、ベトナム語）で記載した「生活情報ガイド」を提供します。 ○公共施設などの案内看板について、外国語あるいはローマ字での併記を進めます。また、避難所の案内板については、英語、ポルトガル語、ロシア語の3か国語表記を進めます。

## 7 患者などの人権問題

### 〈エイズ\*（AIDS、後天性免疫不全症候群）の人権問題〉

#### （1）関連する制度・計画等についての主な動き

HIV感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）によって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズ（AIDS）と呼んでいます。エイズは、昭和56年（1981年）にアメリカ合衆国で最初の症例が報告されて以来、その広がり世界的に深刻な状況にあり、わが国においても昭和60年（1985年）3月に最初の患者が発見され、国民の身近な問題となりました。

○世界保健機関（WHO）では、感染者に対する偏見や差別が、根強く存在していることから、昭和63年（1988年）に毎年12月1日を「世界エイズデー」と定め、世界的レベルでのエイズ蔓延防止とエイズ患者・HIV感染者に対する偏見や差別の解消に取り組んでいます。

○国では、平成11年（1999年）に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行され、感染症の患者等の人権の保護に配慮しなければならないことが明記されました。

○市では、「第2次富山市総合計画（前期基本計画）」において、一人ひとりが尊重される地域社会づくりの一つとして「一人ひとりの個性と創造性を尊重する地域社会づくり」を目標に掲げており、市民が感染症の患者等を理解し、人権を尊重する必要性を啓発するための取組を行っています。

#### （2）現状と課題

エイズ動向委員会によると、令和2年（2020年）の全国の新規HIV感染者数は4年連続で減少しているものの、HIV感染者・AIDS患者の新規報告数は1,095件と、未だに感染拡大が懸念されています。特に、診断時に既にエイズを発症している割合は3割を超え高い水準にあり、感染予防に関する意識不足や早期発見のための検査機会を逸していると考えられます。

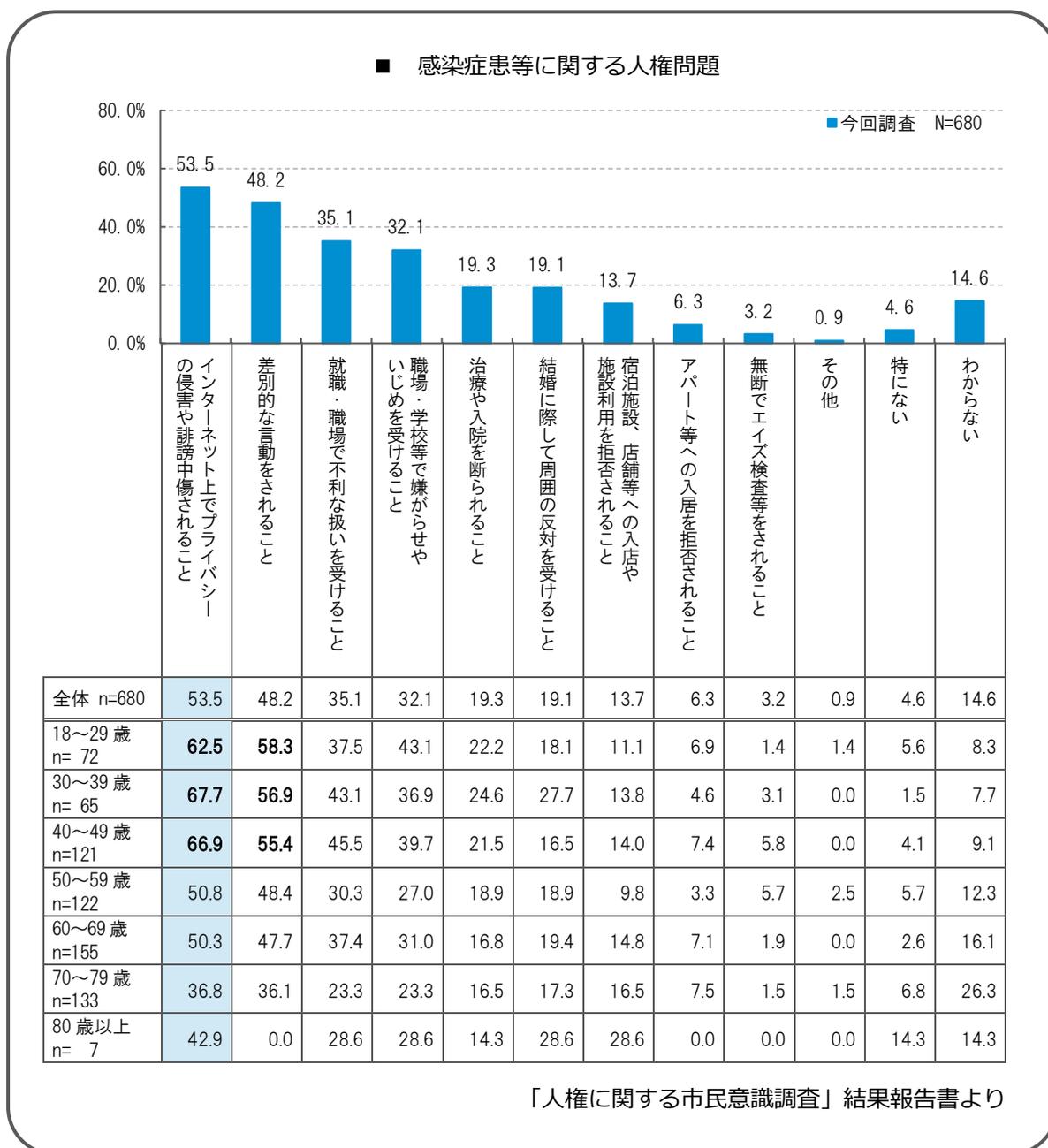
本市では、関係機関と協力して、エイズに対する正しい知識の普及、偏見や差別をなくすための啓発活動など、エイズ患者・HIV感染者が尊厳を持って暮らせる社会づくりに取り組み、また、学校教育、社会教育などを通じて、生命の尊厳や人権尊重を基盤としたエイズ教育の推進に努めています。

HIVは、治療によりエイズの発症を抑え、相手への感染を防ぐこともできるようになりました。また、職場や学校などの日常生活の中では感染することがないため、いたずらに感染を恐れる必要はありません。しかし、誤った認識からHIVの感染者及びHIV感

感染者の発病後の状態であるエイズ患者に対して、医療の拒否、就職や入学の拒否、解雇等の問題があり、差別や偏見、プライバシーの侵害が生じています。

令和2年（2020年）に実施したアンケート結果では、現在起きていると思う感染症患者等に関する人権問題は、「インターネット上でプライバシーの侵害や誹謗中傷されること」「差別的な言動をされること」と回答した割合が高くなっています。また、49歳以下は「インターネット上でプライバシーの侵害や誹謗中傷されること」「差別的な言動をされること」が他の年代と比べて高くなっています。

市民一人ひとりが感染症に対する正しい知識を持ち理解を深め、差別や偏見意識の解消に努めていくことが求められています。



### (3) 施策の方向

H I V感染・エイズの問題に関しては、現在もなお新規感染者が出ていることから、感染予防についての教育を推進するとともに、病気に対する正しい知識の普及に努めることで、偏見や差別意識の払拭を目指し、以下の取組に努めます。

施策	施策の内容
エイズやH I V感染に関する理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校・社会教育において、エイズに対する正しい知識の普及を図ります。</li> <li>○高校・大学等の高等教育機関や街頭等で啓発活動を行います。</li> <li>○世界エイズデーに合わせて、富山駅前や大学祭でリーフレット等の配布を行います。</li> </ul>

## 〈ハンセン病患者等の人権問題〉

### (1) 関連する制度・計画等についての主な動き

ハンセン病患者に対しては、古くから施設入所を強制する隔離政策が取られてきました。しかしながら、ハンセン病は、感染力が極めて弱いことが分かり、治療法も確立されていながらも、依然として隔離政策が続きました。

○平成8年(1996年)3月に隔離を趣旨とした「らい予防法」は廃止され、さらに、平成13年(2001年)には、「らい予防法」の下に国が行ったハンセン病患者・元患者に対する隔離政策について、国の責任を認める司法判断が行われました。これを受けて、国は隔離政策の誤りや人権侵害を認めて謝罪し、患者・元患者の名誉回復や福祉対策の向上に関する措置を盛り込んだ「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が成立されました。

○平成20年(2008年)6月に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)」が制定され、ハンセン病患者・回復者等が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようになるための基盤整備、偏見と差別のない社会の実現、福祉の増進、名誉の回復等のための措置を講ずることについて、国や地方公共団体の責務が明記されました。

○令和元年(2019年)に「ハンセン病問題基本法」が改正され、諸規定の対象に「ハンセン病の患者であった者等の家族」が追加されるとともに、国会及び政府は、ハンセン病回復者家族がこれまでに被った精神的苦痛を慰謝し、ハンセン病回復者家族等の名誉の回復、福祉の増進を図るとする「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が制定されました。

○市では、「第2次富山市総合計画(前期基本計画)」において、一人ひとりが尊重される地域社会づくりの一つとして「一人ひとりの個性と創造性を尊重する地域社会づくり」

を目標に掲げており、市民がハンセン病患者等を理解し、人権を尊重する必要性を啓発するための取組を行っています。

## (2) 現状と課題

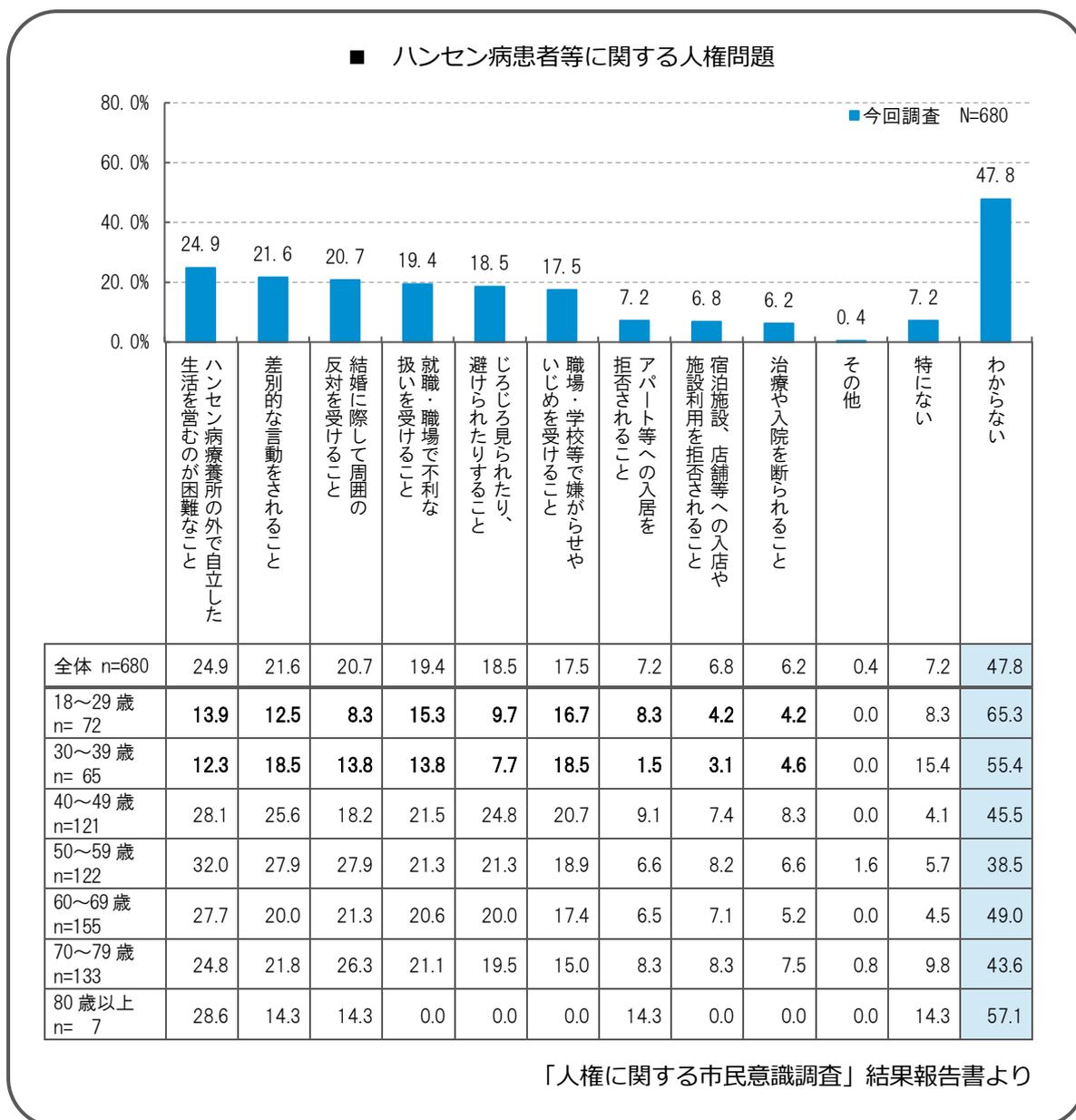
ハンセン病は、「らい菌」という細菌による感染症で、感染力は極めて弱く、現在は治療方法が確立した治癒する病気ですが、治療法が確立されていない頃は、後遺症として顔や手指、足などに変形を残すことがあり、そのことで、ハンセン病患者は、人権を無視した隔離、過酷な生活を強いられ、そして、ハンセン病の患者・回復者やその家族・親族は、いわれのない差別や偏見を受けました。

本市では、これまで関係機関と連携し、ハンセン病に関する正しい知識の普及と、偏見や差別をなくすための啓発に取り組んできました。

しかし、現在もなお、誤った医学的知識や思い込みから、ハンセン病回復者やその家族に対する偏見や差別、人権侵害が生まれています。

令和2年(2020年)に実施したアンケート結果では、現在起きていると思うハンセン病患者等に関する人権問題は、「ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難なこと」「差別的な言動をされること」と回答した割合が高くなっています。しかしそれ以上に、「わからない」(47.8%)と回答した割合が高くなっています。また、年齢階級別にみると、39歳以下は「ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難なこと」「差別的な言動をされること」をはじめ、ほとんどの項目で他の年代と比べて低くなっています。

特に若い世代でハンセン病を知らない人が多くなっていますが、知らないから偏見や差別がないわけではなく、正しい知識がないことに起因する根深い社会的な偏見や差別が存在しているため、ハンセン病に関する正しい知識を広く普及させる施策の充実が必要です。



### (3) 施策の方向

ハンセン病患者・回復者及びその家族が、良好かつ平穏な生活を営むことができるよう、人権を尊重する視点に立ったあらゆる場における人権教育・啓発への取組を推進するため、以下の取組に努めます。

施策	施策の内容
ハンセン病患者等に関する理解の促進	○ハンセン病に関する正しい知識の普及を図ります。 ○プライバシーに配慮した相談体制の促進を図ります。

## 〈新型コロナウイルス感染患者等の人権問題〉

### (1) 関連する制度・計画等についての主な動き

新型コロナウイルス感染症は、新たに発見されたSARS-CoV-2に感染することによって発症します。WHO（世界保健機関）は、このウイルスによる感染症のことを「COVID-19」と名づけました。わが国では、令和2年（2020年）1月に初めて感染患者が確認されて以来、新型コロナウイルス感染患者が急速に拡大していきました。その中において、新型コロナウイルス感染症に対する不安から、感染者や濃厚接触者、その家族以外にも、それに対応する医療従事者等においても偏見や差別につながる事例が見受けられます。

○偏見や差別を防止するため、令和3年（2021年）2月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」を施行し、感染者等に対する差別的取扱い等の防止に向けた規定が設けられるなど、様々な対策が講じられています。

○市では、「第2次富山市総合計画（前期基本計画）」において、一人ひとりが尊重される地域社会づくりの一つとして「一人ひとりの個性と創造性を尊重する地域社会づくり」を目標に掲げており、市民が新型コロナウイルス感染症や感染患者等を理解し、人権を尊重する必要性を啓発するための取組を行っています。

### (2) 現状と課題

新型コロナウイルスは、未知であるがゆえに、人々の不安や分断を引き起こし、感染した人や家族、医療従事者、エッセンシャルワーカーに対する差別や偏見が高まっています。また、インターネット上では、依然として違法な情報や有害な情報、特定の個人に対する誹謗中傷の書き込みが見られるとともに、新型コロナウイルス感染症の社会不安に起因するデマの流布や誹謗中傷が見られます。

本市では、ホームページにおいて感染防止対策、感染やワクチン接種に関連した人権への配慮について啓発するとともに、相談窓口の案内等を行っています。

インターネットやSNSで誤った情報が流されたりすることもあることから、誤った情報に惑わされず、正確な情報に基づく冷静な判断や行動をすることが大切です。

### (3) 施策の方向

新型コロナウイルス感染症に関する不当な差別、偏見、いじめ、誹謗中傷はあってはならないことです。そのために、不確かな情報や誤った認識が、人権侵害につながることをないように、感染レベルに応じて、以下の取組に努めます。

施策	施策の内容
新型コロナウイルス感染症患者等に関する理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の普及を図ります。</li> <li>○被害を受けた人に対するケアやプライバシーに配慮した相談体制の促進を図ります。</li> </ul>

## 8 性的指向・性自認に関する人権問題

### (1) 関連する制度・計画等についての主な動き

- 国では、平成16年(2004年)に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、戸籍上の性の変更が可能となり、平成20年(2008年)の改正によって変更要件が緩和されました。
- 平成27年(2015年)には、各都道府県や指定都市の教育委員会などに向けて、「性同一性障害\*に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」という通達が発出され、性同一性障害や性的マイノリティ\*とされる児童・生徒について、その心情等に十分配慮した対応が要請されました。
- 令和2年(2020年)には「労働施策総合推進法」が改正され、相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動はパワー・ハラスメント\*に該当すると考えられる例として挙げられています。
- 自治体においても、平成27年(2015年)に渋谷区と世田谷区において、同性同士のカップルを婚姻に相当する関係と認め証明書を発行するパートナーシップ制度が導入されたことを皮切りに、全国各地の自治体で導入が進められています。
- 市では、「第2次富山市総合計画(前期基本計画)」において、一人ひとりが尊重される地域社会づくりの一つとして「一人ひとりの個性と創造性を尊重する地域社会づくり」を目標に掲げており、市民が性的少数者を理解し、人権を尊重する必要性を啓発するための取組を行っています。

### (2) 現状と課題

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念です。同性愛者、両性愛者の人々に対する性的指向を理由とする差別的取扱いについては、現在では、不当なことであるという認識が広がっていますが、未だに偏見や差別が起きており、場合によっては職場を追われることさえあります。

性自認とは、自己の性をどのように認識しているのかを示す概念です。生物学的な性と性の自己意識(性自認)とが一致しない人々は、社会の中で偏見の目にさらされ、昇進を妨げられたり、学校生活でいじめられたりするなどの差別を受けている現状があります。

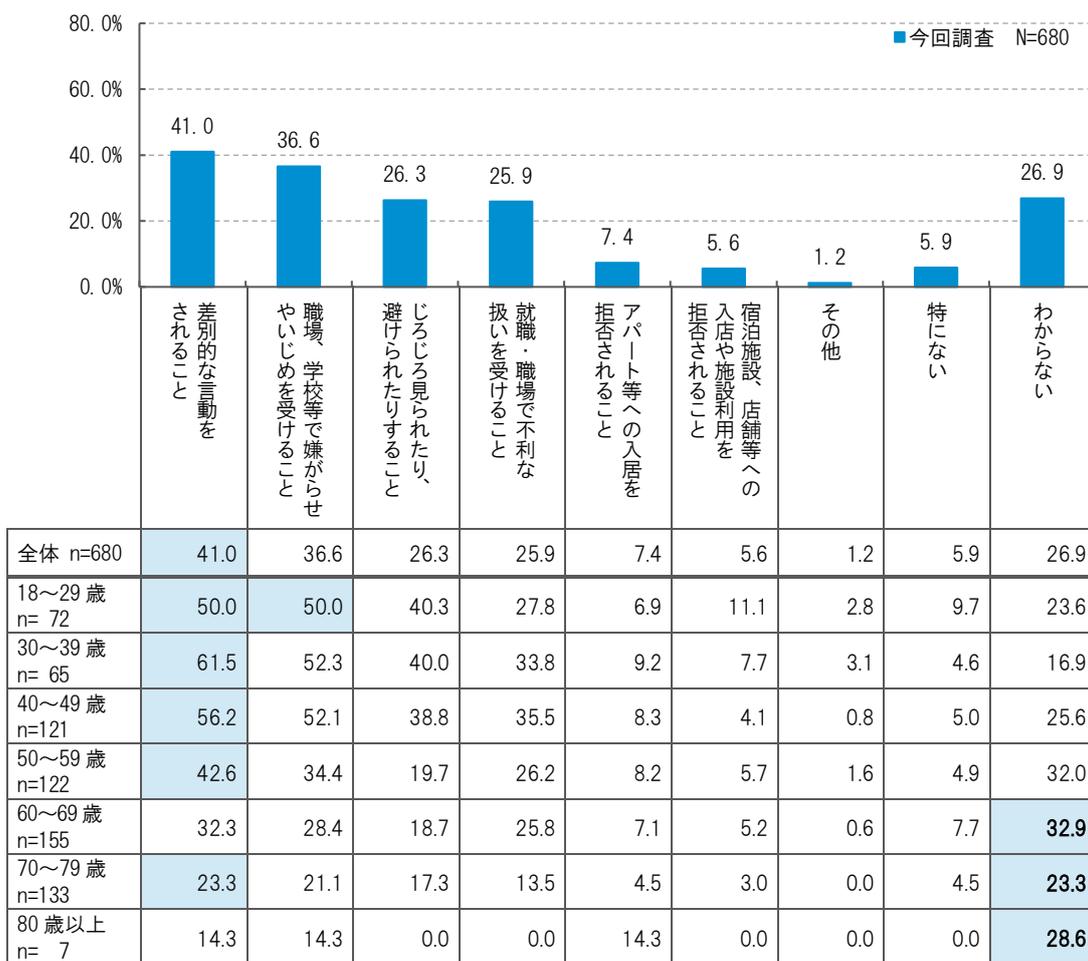
令和2年(2020年)に実施したアンケート結果では、現在起きていると思う異性愛以外(同性愛、両性愛等)の人に関する人権問題や、からだの性とところの性が一致しない人に関する人権問題は、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」「差別的な言動をされること」と回答した割合が高くなっています。また、年齢階級別にみると、60歳以上は「わからない」が最も高くなっています。

また、性的マイノリティ(LGBT\*等)に対する理解の促進や支援にはどのようなも

のが必要であると思うかの問いには、「児童・生徒などへの学校における教育の充実」「トイレや更衣室などの環境の整備」と回答した割合が高くなっています。

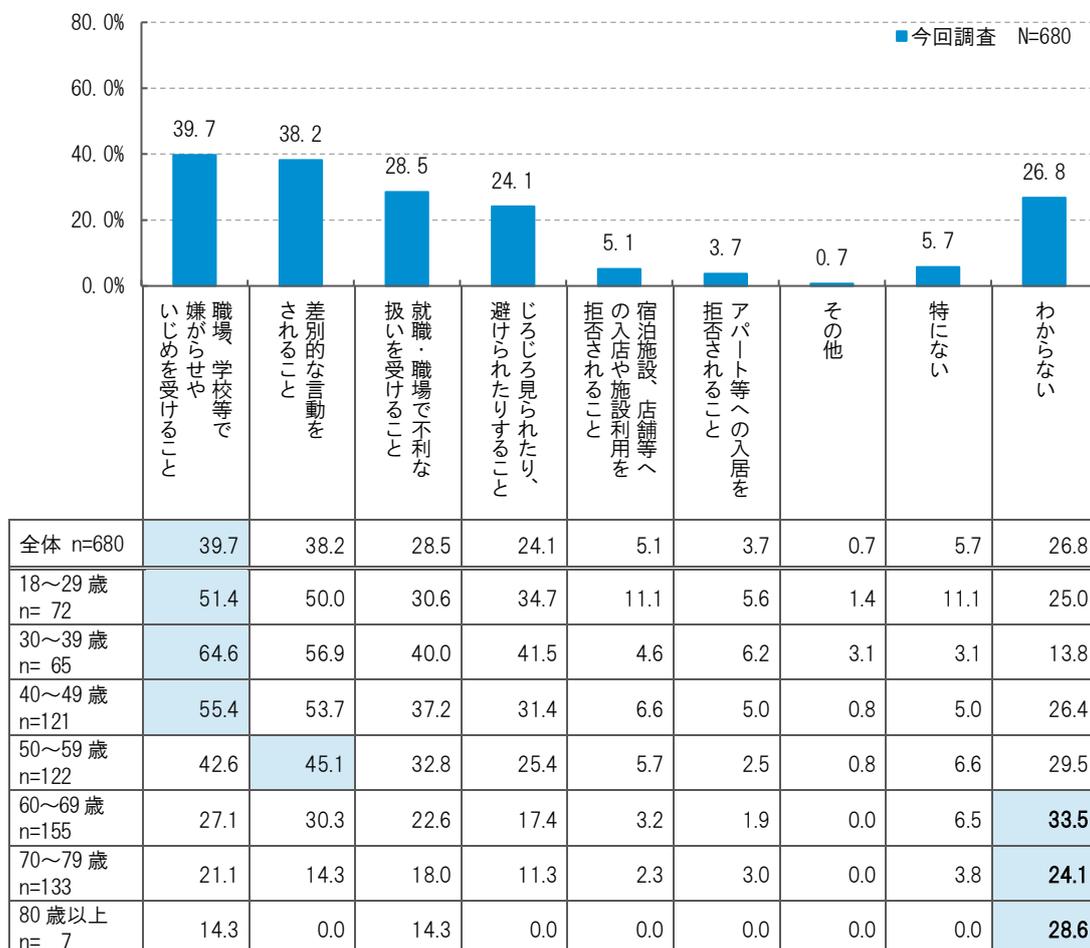
日本においてもパートナーシップ制度を導入する自治体が増えるなど、多様な性に対して社会的理解が進んできてはいるものの、未だ興味本位で見られるなど偏見や差別も起きています。すべての人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合い自分らしく生きることができる社会が望まれます。

■ 異性愛以外（同性愛、両性愛等）の人に関する人権問題

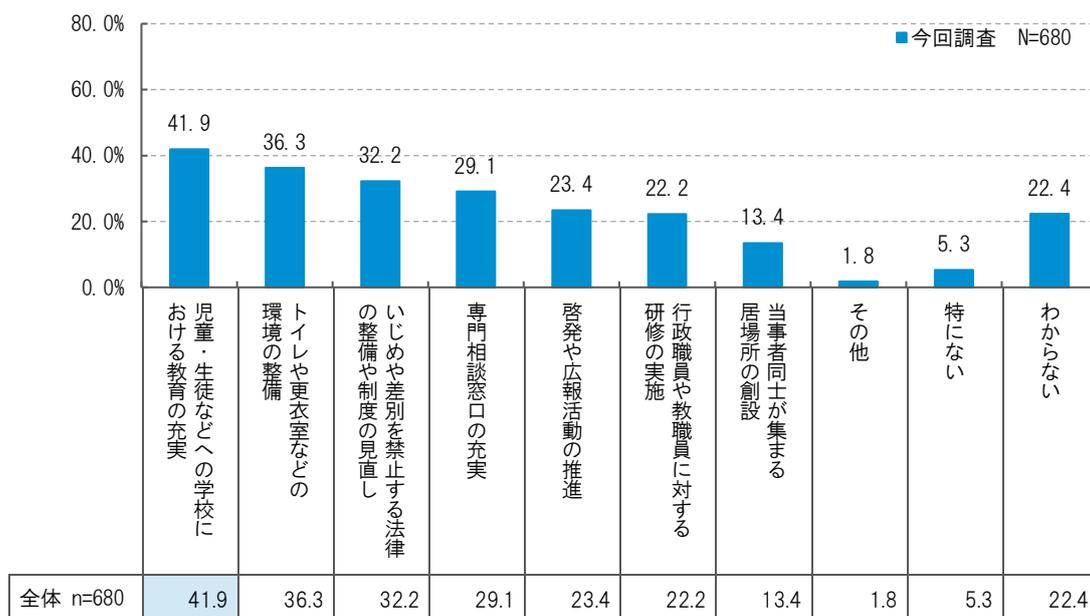


「人権に関する市民意識調査」結果報告書より

■ からだの性とところの性が一致しない人に関する人権問題



■ 性的マイノリティ（LGBT等）に対する理解の促進や支援について



「人権に関する市民意識調査」結果報告書より

### (3) 施策の方向

同性愛者への差別といった性的指向に係る問題や性自認に関する問題等について、常にその状況に留意し、一人ひとりが正しい認識と理解を深める取組を進めるなど、日常生活の中からあらゆる偏見や差別をなくしていくため、以下の取組に努めます。

施策	施策の内容
性的指向・性自認に関する人権問題への理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広報等を通じて、正しい理解を深めるための啓発を推進します。</li> <li>○性的指向・性自認に係る問題等や差別についての相談体制の充実を図ります。</li> <li>○市立中学校において生徒や保護者が制服などの衣服を選ぶ際には、性的少数者である当事者の気持ちについても尊重していきます。</li> </ul>
教育と啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教職員や市職員に対して、性的指向・性自認に対する正しい知識を深めるための研修を開催します。</li> </ul>



## 9 インターネットによる人権問題

### (1) 関連する制度・計画等についての主な動き

- 平成14年（2002年）に、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）\*」が施行され、一定の発信情報の開示を請求できるようになりました。また、令和3年（2021年）の改正では、開示請求を行うことができる範囲が拡大したことに加え、投稿者の情報開示を容易にする新たな裁判手続きが創設されるなど、インターネット上の誹謗中傷等による権利侵害について、円滑に被害者救済を図る取組が進められています。
- 平成21年（2009年）に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行されました。また、平成30年（2018年）の改正では、18歳未満の青少年への携帯電話契約時に、事業者がフィルタリングについて説明し有効にすることを必要とする等が義務となりました。
- 平成26年（2014年）には、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ防止法）」が施行され、リベンジポルノ等の被害の発生や拡大防止が図られています。
- 市では、「第2次富山市総合計画（前期基本計画）」において、一人ひとりが尊重される地域社会づくりの一つとして「一人ひとりの個性と創造性を尊重する地域社会づくり」を目標に掲げており、市民がインターネットによる人権問題を理解し、人権を尊重する必要性を啓発するための取組を行っています。

### (2) 現状と課題

インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、差別を助長する表現を掲載したりするなど、人権に関わる様々な問題が発生しています。

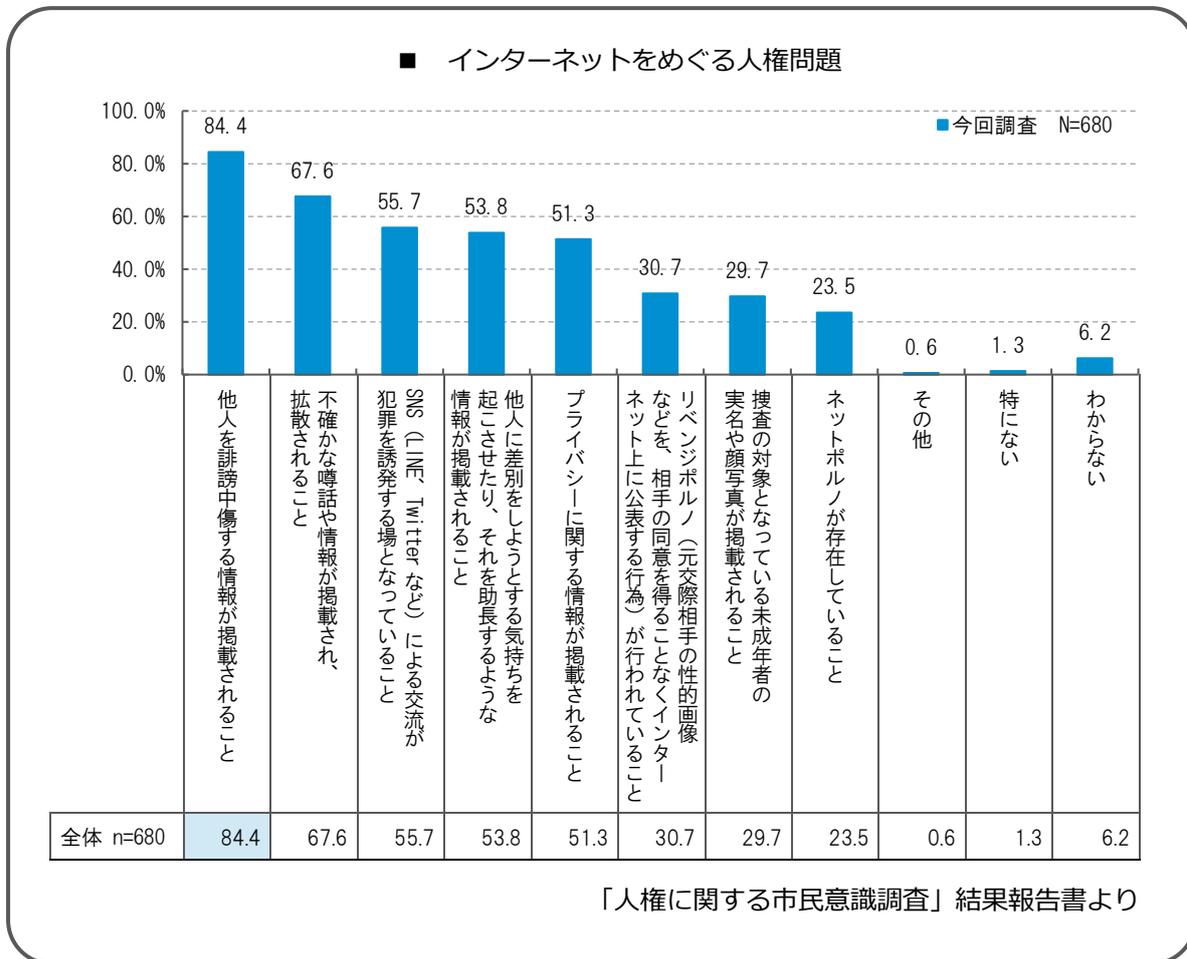
そして、悪質かつ巧妙化するインターネットによる人権侵害等の様々な問題は、後を絶たない現状があります。近年、SNS上で特定の個人を対象とした誹謗・中傷や画像の送信、人権に関する偏った見解の書き込みなど、人権を侵害する行為が問題となっています。このような情報を書き込まれた人は、周囲の人から誤解されたり、嫌がらせをされるなど、実生活に大きな支障をきたしかねず、さらに精神的に追い詰められることによって、自殺へとつながってしまうこともあります。

令和2年（2020年）に実施したアンケート結果では、現在起きていると思うインターネットをめぐる人権問題は、「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」「不確かな噂話や情報が掲載され、拡散されること」と回答した割合が高くなっています。

インターネットによる人権侵害を防止するためには、プロバイダ等が適切な対応を講

じるとともに、利用者がその責任等を十分に自覚することが必要です。

学校教育においては、子どもをインターネットによる人権侵害から守るため、学校、家庭との連携により、情報モラル教育を推進することが課題です。



### (3) 施策の方向

インターネット利用者一人ひとりが、個人のプライバシー等を守ることの重要性やインターネット上での情報収集・発信における個人の責任やモラルについて、正しい理解と認識を深めるための教育・啓発を推進に向け、以下の取組に努めます。

施策	施策の内容
インターネットによる人権侵害の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○悪質な事案について、法律に基づき相談者や法務局等と連携し、個別対応を実施します。</li> <li>○インターネットでの責任やモラルについて、教育・啓発の推進を図ります。</li> </ul>

## 10 様々な人権問題

### 〈刑を終えて出所した人等の人権問題〉

#### (1) 現状と課題

刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識があり、就職に対しての差別、住居などの確保の困難など社会復帰に際し、厳しい状況があります。また、その被害は家族にも及んでいます。

刑を終えて出所した人や執行猶予の判決を受けた人が、社会的更生を遂げ、健全な社会人として社会復帰するためには、本人の強い意志とともに、家族、地域、職場などの周囲の理解や協力はもとより、社会全体での支援が必要です。

#### (2) 施策の方向

刑を終えて出所した人等の更生が円滑に図られ、また、その家族の人権が侵害されることのないよう、偏見や差別の解消に向け、行政、保護司会などが連携し、以下の取組に努めます。

施策	施策の内容
刑を終えて出所した人々の偏見差別の解消	○社会を明るくする運動強化月間に合わせて、犯罪の防止や罪を犯した人たちの構成について理解を深めるための周知啓発を行います。

### 〈犯罪被害者やその家族の人権問題〉

#### (1) 現状と課題

近年、犯罪被害者やその家族が事件による直接的被害だけでなく、更に人権侵害を被るという二次的被害の問題も生じています。このような犯罪被害者を救済するため、平成12年（2000年）には「犯罪被害者等保護関連法」が成立し、平成16年（2004年）に「犯罪被害者等基本法」が制定されました。また、平成20年（2008年）に「犯罪被害者とその家族への犯罪被害者等の給付金」に関する法律を一部改正するなど、犯罪被害による経済的な負担や精神的な負担を軽減するための支援が行われています。

本市では、平成23年（2011年）に施行された「富山市安全で安心なまちづくり推進条例」において、犯罪の防止に配慮した環境整備に取り組む方策を示し、犯罪被害者等支援に関する広報・啓発に努めています。

今後も同条例の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等の人権擁護の現状理解と支援への意識醸成に向けた人権教育・啓発の取組が必要です。

## （２）施策の方向

犯罪被害者やその家族の人権が侵害されないよう、犯罪被害者への精神的軽減の配慮の重要性やプライバシー保護の強化について啓発をすすめ、安心して相談できる環境を整備するため、以下の取組に努めます。

施策	施策の内容
犯罪被害者やその家族の人権侵害防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広報等を通じて、犯罪被害者等の人権擁護に関する啓発を行います。</li> <li>○警察をはじめ、富山県被害者支援連絡協議会や、とやま被害者支援センターの相談窓口などと連携し、相談支援を実施します。</li> </ul>

## 〈個人情報保護〉

### （１）現状と課題

通信技術の発達等による情報化の進展は、私たちの生活に様々な利便をもたらす反面、様々な個人情報が個人から切り離され、独自の価値を持つものとして大量に収集されたり、個人情報が商品化されたりする等、個人の権利利益が侵害される問題が発生しています。

また、平成25年（2013年）には「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」が成立し、マイナンバーの活用による行政手続き等の簡素化や迅速化が進められていることから、個人情報の適切な活用と適正な管理がより重要となっています。

本市では、個人の権利利益の保護を図るため、平成17年（2005年）4月に「富山市個人情報保護条例」を制定し、市が保有する個人情報の取扱いの適正化に努めるとともに、情報システム全体の強じん性の向上や、情報セキュリティの強化、人的セキュリティ対策を講じてきました。

引き続き個人情報の適正な管理に努めるとともに、個人情報の適切な取扱いについて理解を深めてもらうことが必要です。

### （２）施策の方向

市が保有する個人情報については、人的セキュリティ対策をはじめ、物理面、技術面などのセキュリティ対策の実施により、情報管理を徹底し、以下の取組に努めます。

施策	施策の内容
個人情報の保護の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「富山市個人情報保護条例」に基づき、市の保有する個人情報の適正化の推進を図ります。</li> <li>○各種セキュリティ対策による情報管理を行います。</li> <li>○新たな脅威等に関する情報収集に努めるとともに、国・県・関係団体等と連携し、セキュリティ対策の充実を図ります。</li> </ul>

## 〈その他の人権問題〉

## (1) 現状と課題

人権問題は、ほかにも「アイヌの人々」への民族差別、「ホームレス」への嫌がらせや暴行、「拉致問題」をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害、「自死\*遺族」は自死に関する社会の偏見や周囲の誤解などによる孤立等多くのものがあります。

また、「セクハラ、パワハラ、モラハラ\*」など、様々な「ハラスメント」による人権侵害などの問題も生じています。今後も、これらの問題への正しい理解と認識を深めるための啓発の取組が必要です。

## (2) 施策の方向

様々な人権問題に関しても常にその状況について留意し、一人ひとりが正しい認識と理解を深める取組を進めるなど、日常生活の中からあらゆる偏見や差別をなくしていくための施策の推進を図るため、以下の取組に努めます。

施策	施策の内容
その他の人権問題への啓発等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○12月の「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」に合わせ、パネル展の開催や広報とやま、懸垂幕による啓発を行います。</li> <li>○広報等を通じて、正しい理解を深めるための啓発を推進します。</li> <li>○その他のアイヌの人々他、人権問題に関する悩みや差別についての相談体制の充実を図ります。</li> </ul>



## 第4章

### 人権教育・啓発の推進について



## 第4章 人権教育・啓発の推進について

人権課題の解決や人権尊重社会の実現は、行政だけの取組だけでは困難で、家庭、学校、事業所・職場等、その他様々な場や機会を通じて、市民と協働して人権教育・啓発を行うことが重要です。

人権教育及び人権啓発は、市民一人ひとりに人権の意義や重要性が知識として確実に身に付くとともに、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮が態度や行動に自然に現れるような人権感覚がしっかり身に付くよう、日頃からあらゆる場を通じて取り組む必要があります。

### 1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発

人権教育・啓発を推進するために、家庭、保育所・認定こども園・幼稚園、学校、地域社会、企業等のあらゆる生活の場を教育や啓発の場として、人権の様々な問題について常に配慮し、様々な手法を用いて、積極的な取組をしていきます。

#### (1) 家庭

幼い頃からの人権意識の醸成は、とても大切な取組であり、各家庭の役割は極めて重要なものです。そこで、家庭では、教育力の向上を図ると同時に、保護者自身が偏見を持たず、差別をしないことを自らの姿をもって子どもに示していくなど、日常生活の中での人権教育を推進します。

また、各家庭への正確な知識・情報の発信を推進します。

人権教育・啓発の内容
① 社会教育法の分野において、家庭教育に関する学習機会の充実を図る
② 保護者への学習機会や子育てに関する情報の提供、相談体制の整備を行う
③ P T Aや地域での公民館活動での学習・啓発活動を通じて、家庭における人権教育・啓発の充実が図られるような支援をする
④ 学校・保育所や地域社会における子育て支援事業等との連携を図りながら、積極的に人権尊重精神の普及・啓発を行う
⑤ 子育てに不安や悩みを抱える保護者などへの相談事業や相談体制の充実を図る
⑥ 家庭内における暴力や虐待等の人権侵害の発生を未然に防止する
⑦ 学校や地域社会との連携を一層強め、相談活動機能の充実を図る

## (2) 保育所・認定こども園・幼稚園

保育所・認定こども園・幼稚園は、人間形成の基礎をつくる時期にある乳幼児が、その生活時間の多くを過ごすところです。家庭や地域社会と連携することで、子どもが自己を十分に発揮する活動ができるようにし、また、健全な心身の発達を図り、豊かな人間性を持つ子どもの育成に努めます。

人権教育・啓発の内容
① 他児との生活や遊びの中で、思いやりを深め、人の立場を考えて行動することやいたわりの気持ちを持つことなど人権を尊重する心を育み、人と関わる力を養う取組を実施する
② 「人権を大切に作る心を育てる保育」を推進する
③ 家庭・地域社会・小学校との連携を密にして、子どもの発達の全体的な姿を把握し、家庭と保育所・認定こども園・幼稚園がそれぞれの役割を十分理解し、一人ひとりの子どもの特性や発達の課題に留意した保育取組を実施する
④ 職員が人権問題について、正しい理解と認識をさらに深めるとともに、具体的実践につながる研修を実施する

## (3) 学校

### ① 学校教育

学校教育では、国・県・市町村がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携しながら、児童生徒が発達段階に応じ、社会生活を営むうえで必要な知識・技能、態度等を確実に身に付けることを通して、人権尊重の精神の涵養（かんよう）を図ります。

人権教育・啓発の内容
① すべての人の基本的人権を尊重する心を育む
② あらゆる人権問題の解決に向けた実践的態度を育成する
③ 児童生徒の発達段階に即した系統的・計画的な推進を図る
④ 日常的・系統的な教職員研修を推進し、認識を深め指導力の向上を図る
⑤ 人権教育の推進にあたっては、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点からのアプローチとそれぞれの人権問題の解決という個別的な視点からのアプローチにより、人権意識の高揚とあらゆる人権問題の解決を図る

## ② 学校教育と社会教育の連携

生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域社会の実情に応じて、学校教育と社会教育との相互連携を図ります。

人権教育・啓発の内容
<p>① すべての教育活動を通じた推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 人権に配慮した教育活動等に努める</li> <li>● 教育活動全体に人権教育を適切に位置付ける</li> <li>● 一人ひとりを大切にされた教育を推進する</li> </ul> <p>② 人権意識の高揚及び解決に向けた実践的態度の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 互いの個性や価値観の違いを認め、自己を肯定し、他者を尊重するなど豊かな感性を育む</li> <li>● 日常生活において、自然に態度や行動として現れるよう、実践的態度の育成を図る</li> <li>● 様々な人権問題の正しい理解や認識の基礎を培い、解決に向けた態度・技能・能力の育成を図る</li> </ul> <p>③ 生涯学習の視点からの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 生涯にわたって学び続ける基盤を培うという視点に立って、児童生徒の学力の向上に努める</li> <li>● 多様な進路を主体的に選択できる能力を身に付けさせる</li> <li>● 一人ひとりを大切にされた教育を推進する観点から、個々の児童生徒の実態に応じた効果的な指導を実施する</li> </ul> <p>④ 家庭・学校・地域社会・関係機関の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 日常的・継続的な家庭との連携を強化する</li> <li>● 地域連携、関係機関連携等を図り、個々の課題に即したきめ細やかな指導に努める</li> </ul> <p>⑤ 社会教育等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会性や豊かな人間性を育むため、多様な体験活動の機会の充実に努めるとともに、様々な人権問題の解決を目指して総合的な取組を推進するため、社会教育との関連性を深めながら、関係行政機関とも連携を図る</li> </ul> <p>⑥ 教職員の認識の深化と指導力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童生徒の人権意識の高揚を図るうえで、教職員が重要な役割を担うため、教職員自らが豊かな人権意識を持つ</li> <li>● 人権教育に関する知識・技能の向上を図る</li> <li>● 人権尊重を踏まえた教育活動を推進する</li> </ul> <p>⑦ 各学校における研修やその他教育委員会等の研修講座</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 人権教育を進めていくための認識の深化と指導力の向上に努める</li> </ul>

#### (4) 地域社会

地域では、幼児から高齢者まであらゆる年代を対象に、生活の様々な場面を通じて人権に関する学習機会の充実を図っていく必要があります。

地域の実情に応じた学習機会の充実を図るとともに、様々な人権教育・啓発活動を通して、地域住民の人権意識の高揚を図り、社会の構成員としての自立を促します。

人権教育・啓発の内容
① 人権問題、人権擁護思想の普及・高揚 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 12月の人権週間の催しや街頭啓発、2月の人権フェスティバル開催を通じての周知・啓発を行う</li> </ul>
② 地域社会における教育・啓発や学習の機会の充実
③ 専門機関による研修に市職員を派遣し指導者の養成
④ 女性や子ども、高齢者など各業務を担当する部署における職員養成 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 業務に関して、人権を尊重する社会を構築する地域の指導者としての役割を担う職員を養成する</li> </ul>
⑤ 人権擁護委員の活動と連携し、地域における更なる周知と幅広い人材の養成

#### (5) 企業等

企業等による人権尊重の必要性について国際的な関心が高まっており、国ではSDGsで掲げられた「誰一人取り残さない」社会の実現に向けた取組の1つとして「ビジネスと人権」に関する行動計画を策定し、企業等に対してワーク・ライフ・バランスを尊重するために時間外労働の上限を撤廃したり、労働安全衛生法に基づきストレスチェックを実施するなど人権を尊重した行動をとるよう求めています。

企業や職場における人権に関する研修や啓発活動の推進に努め、企業等の主体的な取組を促します。

人権教育・啓発の内容
① 就職の機会均等を保障した公正な採用選考を実施する
② 人権に関する企業内研修を充実させることで、人権感覚をもった人材を養成する
③ 高齢者や障害のある人、外国人などの多様な人材が働きやすい職場環境づくりにむけた周知・啓発を行う
④ 企業に対する人権デュー・デリジェンス*の導入促進に向けた周知・啓発を行う

## 2 人権に関わりの深い職業に従事する者に対する人権教育・啓発

人権が尊重される社会づくりを推進していくうえで、人権に関わりの深い職業に従事する者が、人権問題に対する正しい知識と理解を深め、豊かな人権感覚と高い人権意識を身に付けることができるよう、人権教育の充実を図ります。

### (1) 市の職員

市の職員は、その職務上市民の人権に深く関与しているので、すべての市職員が人間として、また公務員として、十分な人権感覚を身に付け、常に人権の視点に立って職務を遂行することが必要です。「自分の仕事を通じて、どうすれば人権擁護に寄与できるか」ということを考える積極的な意識を持った市職員の育成のため、次の研修を実施します。

人権教育・啓発の内容
① 時事的な関心ごとに合わせた人権問題に関する採用時の職員研修を行う
② 職階別の研修を行う
③ 人権問題の解決を目指して開催される諸集会に参加する
④ 全職員を対象とした人権問題に関する研修を行う
⑤ 各部局において担当する業務内容を考慮した人権研修を行う

### (2) 学校教育・社会教育等関係者

#### ① 学校教育

就学前教育・学校教育に携わる職員は、子どもの人権を守ることはもとより、子どもの人権意識を育む教育を推進する使命を持っています。特に学校における人権教育の推進にあたっては、指導者である職員自身が、人権及び人権問題に関する深い理解と認識を持つことが必要であり、職員のためめ自己研鑽が求められています。また、学校の教育活動を通じ、子どもの人権尊重の意識を高める教育を行う実践力を身に付ける必要があります。

このため、職員が自らの使命を自覚し、人権問題を自分自身の問題としてとらえるなど、自らの意識を変えるよう努めます。

人権教育・啓発の内容
① 職員一人ひとりが豊かな人権意識を身に付け、人権感覚を磨くための研修や指導方法の工夫・改善を目指した研修の充実を図り、職員の資質の向上を図る
② 学校における人権教育の積極的な推進をする

## ② 社会教育

公民館職員等の社会教育関係職員は、地域や家庭における人権教育の担い手として指導的役割が期待されています。このため、人権についての正しい知識と理解を深め、人権教育の担い手として適切かつ効果的に人権教育や指導を行うことができるよう努めます。

### 人権教育・啓発の内容

- ① 人権に関するフォーラムや、公民館職員研修を通じ、人権感覚の醸成を図る
- ② 具体的な事例や最新の事案を踏まえるなど、研修内容の充実を図る

## (3) 医療・福祉関係者

医療・福祉関係者は、市民の生命や健康の維持・増進に携わっており、患者と医療側との信頼関係に基づき安心して治療を受けることができる体制が重要であることから、患者の立場に立った医療を行うとともに、病気等に関するプライバシーの保護に努めます。

### 人権教育・啓発の内容

#### ア. 医療関係者

- ① 患者の意思を尊重し、患者本位の医療提供の推進
  - インフォームド・コンセント（患者に対する情報の提供と患者の合意）の理念の普及・徹底を図るなどの人権意識の向上のための啓発活動を推進する

#### イ. 福祉関係者

- ① 施設等において対象者のプライバシーなど人権に配慮した処遇の徹底
  - 人権意識の普及・高揚が図られるよう、研修・講演会等を通じて人権教育・啓発を実施する

## (4) 消防職員

消防職員は、市民の生命・身体及び財産を火災や地震等の災害から守る役割を担っており、その活動が市民生活と密接にかかわっていることから、その職務を遂行するにあたっては、人命の尊重はもちろん、被災者や患者の尊重、プライバシーの保護に十分配慮し、人権に対する見識を深めていきます。

### 人権教育・啓発の内容

- ① 消防職員に対する人権課題に関する研修の充実を図る

### (5) マスメディア関係者

情報化社会の進展が著しい今日、新聞・テレビ・ラジオなど各種広報媒体を通じた情報提供は、世論の形成に大きな影響を与え、人権尊重社会を形づくるうえで、マスメディアの役割は極めて大きなものがあります。また、事件等の報道では、関係者の個人の名誉を傷つけたり、プライバシーを侵害したりするおそれもあることから、マスメディア関係者に人権の尊重について要望していきます。

#### 人権教育・啓発の内容

- ① マスメディア関係者においては、人権教育・啓発のための自主的な取組がなされ、常に人権尊重の視点に立った取材活動や報道が行われるよう要望する
- ② マスメディアに対して、人権に関する情報提供を行い、人権教育・啓発を推進する





## 第5章

### 計画の推進にあたって



## 第5章 計画の推進にあたって

### 1 効果的な手法による人権教育・啓発の実施

人権教育・啓発を効果的に推進するために、様々な人権教育に関する課題について、正しい理解と認識を深め、人権教育・啓発を推進していく指導者が大きな役割を果たします。このため継続的に指導者の養成を図ります。

#### (1) 様々な機会の活用

人権問題は、特定の人や団体だけが関与するものではありません。広く市民の日常生活と密接な関わりがあることを自覚し、行動することに結びつけるために、日常生活の中の様々な機会を活用し、啓発・学習活動を充実することが必要です。

地域社会での団体等においても本来の活動だけでなく、人権に関する啓発・学習活動を実施するよう働きかけていきます。

#### (2) 効果的な情報提供の実施

人権に関する情報の提供については、より効果的な啓発媒体（ビデオ・インターネットなど）を選択し、人権問題が他人事ではなく、自分のこととして認識され、市民の理解や共感を得られるように努めます。また、人権問題に関する講演会や研修会等も、参加者が自ら進んで学習し、実践することに価値があり、市や関係団体における様々な人権に関するイベントについても、情報の提供を図り、幅広い住民の参加を得られるように努めます。

### 2 計画推進の体制づくり

#### (1) 計画の推進体制

本計画を総合的かつ効果的に推進し、「人権尊重」の意識をさらに高揚するため、全庁的に取組を進めます。

#### (2) 国、県、関係機関との連携

計画の総合的・効果的な推進のため、国、県、市町村、人権擁護委員、企業、関係機関が、それぞれの役割を担い、互いに連携協力して行きます。

- 富山地方法務局や富山人権擁護委員協議会、本市と立山町、上市町、舟橋村で構成する「富山人権啓発活動地域ネットワーク協議会」においては、今後とも密接な連携をとりながら、総合的に人権活動を推進
- 人権教育・啓発の基本計画を踏まえた国の啓発事業に積極的に協力するなど、国の施策と連携した取組の実施

- 各種市民団体等の自主的な取組に対しては、講師の派遣、教材や情報の提供を行うなど、連携の強化

### (3) 指導者の養成

人権教育・啓発を効果的に推進するために、様々な人権教育に関する課題について、正しい理解と認識を深め、人権教育・啓発を推進していく指導者が大きな役割を果たします。このため、継続的に指導者の養成を図ります。

### (4) 計画の継続的な点検等

人権を取り巻く国内外の動向や社会情勢の変化等に対応しながら、この基本計画の趣旨に沿って実施される施策の実践や推進状況の確認を踏まえ、継続的に見直しを実施し、必要な場合にはその変更を行います。





## 參考資料



## 参考資料

### 1 世界人権宣言

1948年12月10日  
第3回国際連合総会採択

#### 前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成する事を誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

#### 第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

#### 第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地

域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

### 第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

### 第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

### 第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

### 第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

### 第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

### 第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

### 第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

### 第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

### 第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

### 第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

## 第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

## 第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

## 第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

## 第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

## 第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

## 第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

## 第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否にかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

## 第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

#### 第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

#### 第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

#### 第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

#### 第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

#### 第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

#### 第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

#### 第27条

1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

#### 第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

#### 第29条

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

#### 第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

## 2 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年法律第 147 号

### (目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行い、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

### (基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

### (国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下、「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

### (基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

### (年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

### (財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

### 3 用語解説

#### あ行

##### エイズ（後天性免疫不全症候群、A I D S）【33 ページ】

ヒト免疫不全ウイルス（H I V）感染によって生じ、適切な治療が施されないと重篤な全身性免疫不全により日和見感染症や悪性腫瘍を引き起こす状態をいいます。

H I V感染症の主な感染経路は、①性的接触、②注射器の共用やウイルスの混入した血液製剤の注射、③母子感染の三つに大別されます。入浴や食器の共用など、通常の日常生活で感染することはなく、また、性的接触の場合もコンドームの使用など注意事項を守ることで、感染を防ぐことができます。

##### えせ同和行為【27 ページ】

同和問題に対する誤った意識に乗じて、例えば、同和問題に関する知識が足りないことを理由に高額な書籍を売りつけるなど、同和問題を口実として不当な利益を得ようとする行為です。

#### さ行

##### ジェンダー【3 ページ】

「社会的・文化的に形成された性別」のことを指します。人間は生まれつきの生物学性別（セックス/sex）がある一方で、社会通念や慣習の中には、社会によってつくり上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー/gender）といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

##### 自死【47 ページ】

意思的な死（＝いわゆる自殺）を非道徳的・反社会的行為と責めないでという言い方です。

##### 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）【17 ページ】

児童の権利条約は、18歳未満を「児童」と定義し、国際人権規約において定められている基本的人権が児童についても保障されるべきことを定めた条約です。

平成元年（1989年）の第44回国連総会において採択され、平成2年（1990年）に発効しました。わが国は平成6年（1994年）に批准しました。

## 人権デュー・デリジェンス【54 ページ】

企業活動における人権へのリスクを調査・評価し、それに対処することです。人権侵害の対象には、低賃金労働や賃金の未払い、過剰・不当な労働時間、労働安全衛生、ハラスメント、性別・障害などの境遇による差別の問題などが挙げられます。

## 性的マイノリティ【39 ページ】

同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、又は性同一性障害などの人々のことをいいます。「セクシュアルマイノリティ」、「性的少数者」ともいいます。「異性を愛するのが普通だ」とか、「心と体の性別が異なることなどない、性別は男と女だけである」としている人からみて少数者という意味です。

そうした方々の総称としてLGBTという言葉が使われていることが多いですが、「性的マイノリティ」＝「LGBT」ではなく、あらゆる性別の方を好きになる方など、様々な方たちが含まれます。

## 性同一性障害（G I D）【39 ページ】

からだの性（生物学的な性）とこころの性（性の自己意識）が一致しない状態を「性同一性障害（G I D）」と呼びます。

平成16年(2004年)7月施行の「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」により、性同一性障害者であって、①二十歳以上であること②婚姻していない③未成年の子がいない④性別適合手術を受けているなどの一定の要件を満たすものについては、家庭裁判所で性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。

## 成年後見制度【21 ページ】

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度です。

## セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）【14 ページ】

相手の意に反した性的な言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれます。特に、雇用の場においては、相手の意に反した性的な言動を行い、そのことへの対応によって仕事をするうえで不利益を与えたり、又はそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させたりすることとされています。

## SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）【18 ページ】

友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場の提供や、趣味や嗜好、居住地、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりをとおして新たな人間関係を構築する場を提供する、会員制のWebサービスのことです。Facebookやインスタグラム、LINE等がよく知られています。

## た行

### 男女共同参画社会【13 ページ】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野において活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいいます。

### 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）【43 ページ】

ウェブページや電子掲示板などで行われる情報の流通によって権利侵害があった場合において、プロバイダ、サーバの管理者・運営者、掲示板管理者などの損害賠償責任の制限と、発信者情報の開示を請求する権利を定めたものです。

### DV（ドメスティック・バイオレンス）【14 ページ】

DVとは、一般的に夫や恋人など親密な関係にある者からの暴力をいいます。

DVには、身体的暴力（殴る、蹴る、物を投げつけるなど）のほか、精神的暴力（どなる、無視する、行動を束縛するなど）、経済的暴力（生活費を渡さない、働くことを妨害するなど）、性的暴力（見たくないポルノ雑誌を見せる、中絶を強要するなど）など様々な形の暴力がみられます。

## な行

### 認知症【21 ページ】

介護保険法では、認知症を「脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態」と定義しています。

## は行

### パワー・ハラスメント（パワハラ）【39 ページ】

職場のパワー・ハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係等の職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為を言います。

### ヘイトスピーチ【30 ページ】

人種、出身国、民族、宗教、性的指向、性別、容姿、健康・障害など自分から主体的に変えることが困難な事柄に基づいて属する個人又は集団に対して攻撃、脅迫、侮辱する発言や言動のことです。

## ま行

### マタニティ・ハラスメント（マタハラ）【14 ページ】

働く女性が妊娠・出産を理由に解雇や雇止めをされることや、妊娠・出産にあたって職場で受ける精神的・肉体的ないじめやいやがらせのことです。

### モラル・ハラスメント（モラハラ）【47 ページ】

肉体的ではなく、言葉や態度等によって精神的に継続的ないやがらせを行うことを言います。

## その他

### LGBT【39 ページ】

レズビアン（Lesbian）のL、ゲイ（Gay）のG、バイセクシャル（Bisexual）のB、トランスジェンダー（Transgender）のTを並べたものです。なお、性同一性障害とは、トランスジェンダーのうち、医療的対応を求める場合の診断名です。ほかにも、性分化疾患（インターセックス：からだの性が男女に判別しづらい状態）、クエスチョニング（性的指向やこころの性が未定）、Xジェンダー（こころの性が男女どちらでもある、どちらでもない、中間であるなどの感覚をもつ人）、アセクシャル（無性愛：人に対して恋愛感情や性的欲求を抱かない人）など、様々な性のあり方をもつ人がいますが、性的マイノリティを表す言葉として「LGBT」が使われています。



## 富山市人権教育・啓発に関する基本計画

発行日 令和4年3月

発行元 富山市 市民生活部 市民生活相談課

住 所 〒930-8510 富山市新桜町7番38号

TEL 076-443-2045 FAX 076-431-3371





